

産業建設常任委員会記録

令和4年 第1回定例会	
1 日 時	令和4年3月17日（木） 午前10時00分 開会 午後 4時10分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	大 貫 桂 一 委員長 橋 本 修 副委員長 阿 部 秀 実 委員 加 藤 美智子 委員 津久井 健 吉 委員 小 島 実 委員 横 尾 武 男 委員 関 口 正 一 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	大 島 久 幸 議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	湯 澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

産業建設常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
経済部	経済部長	坂入 弘泰	8名
	産業振興課長	福田 浩士	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	神山 悦雄	
	水源地域整備室長	上田 悦久	
	農政課長	橋本 寿夫	
	農村整備担当	藤田 敏明	
	林政課長	岸野 孝行	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	駒場 久和	1名
環境部	環境部長	黒川 勝弘	5名
	環境課長	関口 守	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	廃棄物対策課廃棄物対策係長	萩原 哲	
	廃棄物対策課施設係長	渡邊 教生	
都市建設部	都市建設部長	福田 哲也	9名
	都市計画課長	郷 昭裕	
	整備課長	上澤 均	
	維持課長	小磯 栄一	
	建築課長	松本 護	
	建築指導課長	埴 純人	
	整備課長補佐	北島 礼弘	
	維持課道路維持係長	大門 喜久治	
	建築課空き家対策係長	加藤 正司	
上下水道部長	上下水道部長	木村 正人	7名
	企業経営課長	塩澤 昌宏	
	水道課長	福田 光広	
	下水道課長	湯沢 浩	
	水道課長補佐	関口 正視	
	企業経営課水道経営係長	金子 真理	
	企業経営課下水道経営係長	岡崎 康衣	
合 計			31名

産業建設常任委員会 審査事項

- | | | |
|----|----------|--|
| 1 | 議案第 1 号 | 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）） |
| 2 | 議案第 2 号 | 令和 4 年度鹿沼市一般会計予算について |
| 3 | 議案第 4 号 | 令和 4 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について |
| 4 | 議案第 9 号 | 令和 4 年度鹿沼市水道事業会計予算について |
| 5 | 議案第 10 号 | 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計予算について |
| 6 | 議案第 11 号 | 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）について |
| 7 | 議案第 15 号 | 財産の取得について |
| 8 | 議案第 16 号 | 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定について |
| 9 | 議案第 18 号 | 市道路線の認定について |
| 10 | 議案第 24 号 | 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 11 | 議案第 26 号 | 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部改正について |
| 12 | 議案第 27 号 | 下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 13 | 議案第 37 号 | 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 14 | 議案第 39 号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

令和4年第1回定例会 産業建設常任委員会概要

○大貫委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話を願います。

また、付託された議案につきましては、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案14件であります。

それでは、審議を行います。

はじめに、はい、どうぞ。事務局長、お願いします。

○小杉事務局長 それでは、議案の審査に入る前に、事務局から報告をさせていただきます。

令和4年第1回鹿沼市議会定例会の議案、この黄色いやつをご覧いただきたいと思っております。

こちらの議案第16号をご覧ください。

「議案第16号 第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定について」という議案です。

この議案は、総合計画の基本構想の内容及び基本計画の施策体系の承認を求める議案でございます。

1枚めくっていただきまして、1番右側の列、「取組方針」と書いてある列なのですが、こちらが基本計画の施策体系となっております。

この文言について、承認を求める議案でございますが、一昨日開催されました総務常任委員会におきまして、この取り組み方針の項目だけではなく、こちらの総合計画（案）という資料もお持ちかと思うのですが、こちらの例えば36ページをご覧いただきたいと思っております。

議案で承認を求める項目は、36ページの「取組方針（公助）」、1番、「出会いや妊娠の希望が実現し、安心して出産できる環境づくりを進めます」、で、2番と3番の項目を承認を求めているところですが、総務常任委員会におきまして、この項目だけではなく、この下の部分、黒いポチなども含めて、全体を審査すべきではないかという意見が出されました。

正副議長と執行部で協議、話し合いを行った結果、執行部のほうから、「それでは議案を訂正させていただきます」ということで、話がまとまりました。

そして、また議案第16号の表紙に戻っていただきたいと思うのですが、議案の訂正をする部分ですが、一番下のところ、(2)の「施策体系」を削除しまして「基本計画の内容」、下のところを、「次頁以降のとおり」を「別紙のとおり」とすることで、訂正をさせていただくことになりました。

議案の訂正につきましては、議会の承認が必要ですので、議会最終日に議案の訂正について採決をとる予定となっております。

ですので、本日の常任委員会におきましては、議案の訂正を前提とした審議をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○大貫委員長 はい。

はじめに、議案第1号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号））のうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 おはようございます。産業振興課の福田です。

それでは、議案第1号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号））のうち、経済部所管の予算の主なものについてご説明をいたします。

令和3年度補正予算に関する説明書（第9号）になりますが、5ページをお開きください。

5ページになります、よろしいでしょうか。

それでは、一番下の段になります、7款 商工費、1項2目 商工業振興費の右側の説明欄になりますけれども、商業振興推進事業費2,846万4,000円の減のうち、まず、846万4,000円の減につきましては、本事業は県が実施いたしました「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金交付事業」というものがございまして、そちらへの本市の負担金であります、事業の実績を見込みまして、これを減額するものであります。

続いて、8ページをご覧ください。

右側の説明欄になります、2,000万円の減につきましては、保健所が行う行政検査とは別に、自主的にPCR検査を実施した事業者に対し交付する事業でありました「事業者PCR検査費用補助金」につきまして、これも、事業の実績を見込みまして、これを減額するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 阿部です。

今の2つ、説明がありましたが、それぞれ減額ということで、実績に基づいてということなのですが、まず、その振興推進事業について、簡単に内容と、何で減額になってしまったのかということと。

あと、PCR検査は、やっぱり議会のほうでも、議員のほうも、十分拡充を求めてきた中で、実績の結果、2,000万円の減額ということは、申請が少なかったのか、それとも予測ができなかったのか、どんな理由で減額になってしまったのか、もし課題とかあれば、それをお聞き願えればと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 阿部委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でありますけれども、県の新型コロナウイルス感染症防止営業時間短縮協力金についてでありますけれども、第1弾からですね、これは実施しております、余談ですけれども、今まで第10弾まで実施されております。

このうち、第2弾、第3弾、昨年8月に緊急事態宣言が発出された際に出された協力金でありますけれども、この第2弾、第3弾だけが市の負担金を求められるものであります。

それが通知されたのが、昨年度のまさに3月、4月頃だったということで、この予算については、昨年度、今の時期に、令和3年度の第1号補正ということで、当初3,891万2,000円ということで、可決をいただいて、予算を計上したものであります。

それで、当初、県のほうの見込みでは、全体で確か512件という見込みでありました。それが第2弾、第3弾を合わせますと、結局は1,000件ほどになる当初の予定で、これは県からの、飲食店の営業効果などをもとに積算していたわけなのですけれども。

それで、それに対しまして、実績ですね、結局受け付け件数につきましては、第2弾が95件、失礼しました、第2弾が282件です、申し訳ありませんでした。

それから第3弾が132件ということで、予算を相当下回ったということでありまして、その分を減額したものであります。

ちなみに実績のほうといたしましては、1,998万8,000円と、現時点ではですね、最終確定ではないのですけれども、おおむねそのような見込みで減額をしたところであります。

それから、2点目であります、PCR検査の補助でありますけれども、この予算につきましては、10月18日付で専決補正をさせていただきました予算であります。

それで、本制度制定後、県のほうで新たに、県事業として、無料の検査というものを実施することになりました。

それで、大きく2つありまして、1つはワクチン検査パッケージ等を利用するための検査についてということで、これは県民が対象なのですけれども、そちらが令和3年の12月25日から今年度3月31日までの分について、無料で実施しますというものです。

それからもう1件が、要件としましては、感染拡大傾向等の検査について、これは感染拡大の傾向が見られるとき、知事からの検査の要請に応じて、検査を受検する住民の方というのが対象者となっております、これは、つまりは「発症していなければ誰でも受けられる」という、簡単にいうとそういう検査なのですけれども、これについても、県のほうで無料化の方針が示されまして、実施されたということで、現時点で実績を申し上げますと、1件の申請がございました、5万5,000円、1件ということで。

事業は、私どものPCR検査、この事業につきましては、2月28日で終了したわけなのですけれども、その辺の実績を見込みまして、減額をしたというものであります。

説明は以上です。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

PCRのほうは、状況はわかりました。

それで、商業振興事業のほうは、第10弾が、今まさに申請中ですよ。

今年になって、まん延防止で第9弾が入って、延長になって第10弾ということで、昨年も鹿沼のいろんな業者さんが申請をしていたと思うのですが、やっぱり事業所自体個人経営で、高齢化しているところが多くて、書類を出したけれども、戻ってきてしまったという例が多かったみたいなのです。

それで、相談を受けて、その後、事業主体は県なので、県が委託している申請のところへ一緒に行って、書類をつくり直したりとか、そんなこともやったのですけれども、今後、今10弾はもうすぐ終わるのだと思うのですが、また、こういう事態になりかねないということもあるので、そのときに案内の仕方を丁寧にお願ひできればという要望だけしておいて、ちょっと、理由はわかりましたので、はい、以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 今、阿部委員の質問の追加なのですが、私もその事業所に対して、なかなか、この商業振興推進事業費、コロナウイルスの短縮協力金の部分では、非常に、ちょっとわかりづらい事業所さんも、随分いまして、そのPRって変ですけども、その伝達する方法、知らせることはどのように。

まあ、もちろんホームページとか、県のほうのね、それもありますけれども、それを見られない方たちもいたりして、ちょっとその辺が、もう少し空気が、いったりきたりすれば、さらに使える事業所があるのかななんて思ったりしましたので、参考までにその辺のPRの件、それから、そういうホームページとか見られない事業所さんには、どのようにされているのか、アプローチとしてあるのか、ちょっと聞かせていただければと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 加藤委員の質問にお答えいたします。

まず加藤委員おっしゃるように、ホームページとかでも、PRをしております。

それで、県のほうからも周知依頼がありまして、その都度、「第何弾」といった場合には、相当数の申請書そのものが、実物が送られてきます。

それで、私どもは、そこに飲食業組合でありますとか、食堂組合、それから、寿司、お寿司屋さんの組合、そば屋さんの組合、そして、それを総括しているような商工団体ですね、商工会議所あるいは商工会を通じて、周知をしております。

こちらのほうに、確かに相談等もございますので、そこは、申請はできませんけれども、やり方、テクニック的なところはお教えするように、できるだけ協力するように、現在しております。

説明は以上です。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。

できるだけ「寄り添った」という形で、今後もよろしくお願いします。

これからこういうことが、あまり起こらないようにしてもらいたいのですが、21日には終わりますけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第1号中、産業建設常任委員会関係予算につきましては、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第1号中、産業建設常任委員会関係予算につきましては、原案どおり承認することと決しました。

次に、議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主なものについてご説明をいたします。

なお、議員全員協議会でご説明いたしました内容と、若干重複する部分もあることをご了承ください。

それではまず、歳入についてご説明をいたします。

予算に関する説明書、一般会計の5ページをお開きください。

それでは、ご説明申し上げます。

5ページ、下から3段目になります、2款 地方譲与税、3項1目 森林環境譲与税 9,756万6,000円につきましては、森林整備や担い手の確保、木材の利用促進などを目的に、国が配分する譲与税であります。

次に、11ページをお開きください。

一番下の段になります、14款 使用料及び手数料、1項5目 農林水産業使用料の右側説明欄になります、農業振興使用料のうち、農業近代化施設使用料 3,572万1,000円につきましては、鹿沼市農業公社敷地に設置されております、大規模乾燥貯蔵施設等の農業近代化施設の使用料であります。

続いて、13ページをお開きください。

一番上の段になります、6目 商工使用料の説明欄になります、観光使用料のうち、前日光つつじの湯交流館使用料 4,039万8,000円につきましては、温泉入浴料などであり

ます。

続いて、23ページをお開きください。

一番上の段になります、16 款 県支出金、2 項 1 目 総務費県補助金の右側説明欄になりますが、地域振興費県補助金のうち、水源地域整備事業費県補助金 2 億 1,821 万 3,000 円につきましては、南摩ダム整備事業に伴う水源地域整備事業に対する県の補助金を計上いたしました。

また、次の水源地域振興事業費県補助金 744 万 9,000 円につきましては、水源地域振興拠点施設 P R イベント委託費などに対する県補助金を計上いたしました。

次に、同じページ、一番下の段になります、4 目 農林水産業費県補助金の説明欄、農業振興費県補助金のうち、新規就農促進総合支援事業費県補助金 8,203 万 4,000 円につきましては、農業次世代人材投資事業など、新規就農者に対する支援に関する県補助金を計上いたしました。

次に、26 ページをお開きください。

26 ページ、上段になります、説明欄の 5 行目です、農地費県補助金のうち、農地関係振興事業費県補助金 5,356 万 7,000 円につきましては、市内 29 組織で実施する多面的機能支払交付金事業に対する県補助金であります。

その下の行、団体営土地改良事業費県補助金 1,250 万円につきましては、水利組合等が管理する取水堰の長寿命化のための機能診断業務に対する県補助金であります。

さらに、次の段になります、説明欄、林業振興費県補助金のうち、野生鳥獣対策事業費県補助金 3,429 万 5,000 円につきましては、有害鳥獣捕獲に対する国・県の報償金などがあります。

次の説明欄、林道事業費県補助金の、林道施設整備事業費県補助金 2,980 万円につきましては、林道栗沢線整備に対する国・県の補助金を計上いたしました。

次に、29 ページをお開きください。

下段になります、17 款 財産収入、2 項 2 目 生産物売払収入の説明欄、農業振興費生産物売払収入 1,525 万 4,000 円につきましては、堆肥化センターで製造される堆肥の売り払い収入であります。

続いて、33 ページをお開きください。

中段になります、19 款 繰入金、2 項 9 目 森林環境整備促進基金繰入金 3,380 万 3,000 円につきましては、森林環境譲与税を原資とする本基金の一部を、庁舎整備に使用するために繰り入れるものであります。

35 ページをお開きください。

中段の 21 款 諸収入、3 項 4 目 商工費貸付金元利収入 14 億 6,400 万円につきましては、中小企業の運転資金や設備資金を融資し、経営安定や体質強化を図るための制度融資預託金の元金収入であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

ページが若干飛びます、67 ページをお開きください。

67 ページ、2 款 総務費、1 項 11 目、下のほうになります、地域振興費のうち、水源

地域振興拠点施設整備事業費 2 億 5,088 万円につきましては、70 ページのほうに説明がありますので 70 ページをお開きください。

上の段になります、南摩ダム建設周辺地域に整備する水源地域振興拠点施設の敷地造成など、土木工事に要する工事請負費が主なものであります。

その下の○印になります、水源地域振興事業費 413 万 3,000 円につきましては、水源地域整備事業の上南摩町配水管新設工事に伴う負担金が主なものであります。

次に、ページが若干飛びます、141 ページをお開きください。

141 ページになります、一番下の段になります、5 款 労働費、1 項 2 目 労働力確保対策費のうち、説明欄、雇用対策費 405 万 4,000 円につきましては、雇用確保や人手不足解消に向け、新規就労支援や中小企業における従業員の福祉の増進及び雇用の安定を図るための補助など、雇用促進対策が主なものであります。

次に、143 ページ、次のページをお開きください。

下段になります、6 款 農林水産業費、1 項 1 目 農業委員会費の説明欄、一番下の段になりますが、農地調整費につきましては、農業委員会が行う農地利用状況調査や農地基本台帳の管理などに要する経費であります。

次に、145 ページをお開きください。

下の段になります、6 款 農林水産業費、1 項 3 目 農業振興費の説明欄、さらに次の 148 ページのほうに及ぶのですけれども、148 ページをお開きください。

中段になります、1 つ目の○印、新規就農促進総合支援事業費 9,107 万 4,000 円につきましては、新規就農者に対する、農業次世代人材投資事業及び新規就農者育成総合対策の交付金が主なものであります。

次に、150 ページをお開きください。

これ、説明欄中段になりますけれども、花木センター管理運営費 9,454 万 2,000 円につきましては、鹿沼市花木センターの指定管理委託料のほか、フラワーゾーンの整備などが主なものであります。

次に、151 ページをお開きください。

一番下の段になります、6 目 農地費の説明欄になります、農地関係振興事業費 7,912 万 8,000 円につきましては、さらに 154 ページのほうをお開きいただきたいのですけれども、市内の 29 組織が、地域内の農地や畦畔、水利施設などの共同維持管理を行う、多面的機能支払交付金事業に対する交付金を計上いたしました。

同じページになります、次の○印になりますが、県営土地改良事業費 1,493 万 3,000 円につきましては、笹原田地区、引田地区及び、新規地区となる千渡地区の県営圃場整備事業に係る負担金が主なものであります。

さらに、その下の○印になります、団体営土地改良事業費 1,250 万円につきましては、水利組合等が管理する取水堰の長寿命化のための機能診断業務に係る委託料を計上いたしました。

同じページ、一番下の段になります、説明欄は 156 ページになります、156 ページをご覧くださいののですけれども、さらに、156 ページの一番下の○印になりますが、野生鳥獣対策事業費 4,294 万 8,000 円につきましては、有害鳥獣捕獲報償金や農地への柵の設置補助などを計上いたしました。

次の、158 ページをお開きください。

説明欄の中段になります、1つ目の○印、森林経営管理事業費 7,786 万 3,000 円につきましては、森林経営管理制度に基づく調査や施業の委託、林業担い手育成のための補助や、鹿沼産材利用者に対する報償、森林認証の取得に対する補助が主なものであります。

次の○印、下のほうになります、森林環境整備促進基金積立金 1,982 万 6,000 円につきましては、森林環境譲与税の一部を、基金に積み立てるものであります。

次の段、2目 林道事業費の説明欄、○印2番目になりますけれども、林道施設整備事業費 1億 5,427 万 2,000 円につきましては、林道の整備及び改良工事、県の林道改良工事に対する市の負担金が主なものであります。

159 ページをお開きください。

159 ページの説明欄右側、160 ページになりますけれども、中ごろの林道維持管理費 3,590 万 1,000 円につきましては、林道橋梁の補修設計が主なものであります。

次に、下の段、7款 商工費になります、1項1目 産業振興費、説明欄○印2番目になりますが、産業振興アピール事業費 575 万 4,000 円につきましては、新商品開発などを支援する鹿沼農林商工連携・6次産業化支援事業補助金や鹿沼そば認証店への購入価格の安定化のための鹿沼そば流通振興補助金、また、鹿沼そば振興会への運営補助金などが主なものであります。

161 ページをお開きください。

2目 商工業振興費の説明欄、右側になります、上から2番目の、企業誘致推進費 1億 353 万 2,000 円につきましては、市内工場適地等に新規に立地した企業への補助金を計上いたしました。

○印の説明欄2つ目になりますけれども、商業振興推進事業費 2,082 万 8,000 円につきましては、商店会などの活性化イベントや販売促進のための共同事業、空き店舗活用新規出店支援、個店整備事業のほか、例年のプレミアム付き商品券発行事業などへの補助金が主なものであります。

なお、この項目につきましては、追加で上程いたしました議案第 37 号の令和 4 年度補正予算（第 1 号）にて増額をしておりますので、詳細は後ほどご説明したいと思います。

その下の○印になります、一番下ですが、工業振興推進事業費 850 万 6,000 円につきましては、164 ページの説明欄になります、ご覧ください。

上のほうの欄になります。中小企業の販路拡張や特許等の出願、デジタルビジネス推進事業補助などが主なものであります。

同じく説明欄、○印2つ下になります、新産業団地整備事業費 2億 6,699 万 8,000 円に

つきましては、県とともに整備を進めております鹿沼インター産業団地の、市の負担金が主なものであります。

その下の段、一番下になりますけれども、3目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費 15 億 4,582 万 7,000 円につきましては、中小企業の安定や体質強化を図るための制度融資の預託金及び保証料補助が主なものであります。

165 ページ、次のページをお開きください。

4目 観光宣伝費、右側の説明欄になります、上段ですが、観光物産ピーアール事業費 3,092 万 6,000 円につきましては、観光パンフレットの作成やホームページの管理などのピーアールに関する費用と、鹿沼市観光協会への補助金の支出が主なものであります。

説明欄、次の○印になります、観光イベント事業費 4,642 万円につきましては、「鹿沼秋まつり」や「さつき祭り」、「ふる里あわの秋まつり」などの開催支援補助金が主なものであります。

一番下の段、5目 観光開発費につきましては、複数の観光施設の管理運営費や指定管理料などが主なものでありますが、168 ページの説明欄をご覧ください。

今申し上げましたとおり、観光施設管理費 2,104 万 3,000 円につきましては、屋台のまち中央公園や城山公園等の管理運営費であります。

最後になります、170 ページをお開きください。

下の段になります、○印2番目、中段の、観光交流拠点施設管理費 2,344 万 1,000 円につきましては、まちの駅新・鹿沼宿の管理運営費であります。

以上で、経済部及び農業委員会事務局所管の、令和4年度一般会計予算の主な説明を終わります。

○大貫委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 皆さん、こんにちは。環境課長の関口です。どうぞよろしく申し上げます。

議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、環境部所管の主なものについてご説明いたします。

なお、議員全員協議会において、環境部長の説明した内容と重複する点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和4年度予算に関する説明書、一般会計の15ページをお開きください。

14款 使用料及び手数料、2項2目 衛生手数料の説明欄、2段目の2行目、ごみ処理手数料 1億 7,141 万 4,000 円につきましては、事業系ごみ、家庭系の搬入ごみ等の処理手数料であります。

次の行、一般家庭ごみ処理手数料 1億 286 万 4,000 円につきましては、指定ごみ袋による家庭の燃やすごみの処理手数料であります。

次に、2行下の、し尿処理手数料 3,132 万 3,000 円につきましては、し尿処理及び浄化槽汚泥の処理手数料であります。

次に、19 ページをお開きください。

15 款 国庫支出金、2 項 3 目 衛生費国庫補助金の説明欄、2 段目のごみ処理施設整備事業費国庫補助金 1 億 9,023 万 3,000 円につきましては、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事、及び、それに伴う施設監理業務委託に対する国庫補助金で、補助率は 3 分の 1 であります。

次に、29 ページをお開きください。

17 款 財産収入、2 項 3 目 物品売払収入の説明欄、2 段目、資源物売払収入 2,665 万 6,000 円につきましては、アルミ缶などの資源ごみの売り払い収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

121 ページをお開きください。

4 款 衛生費、1 項 3 目 環境衛生費、124 ページをお開きください、説明欄 2 番目の環境都市推進事業費 771 万 1,000 円につきましては、太陽光発電等の家庭用再生可能エネルギー設備の設置、及び断熱性や省エネ等を兼ね備えたゼッチ住宅建設に対する報奨金などが主なものであります。

次の、環境保全対策費 928 万 8,000 円につきましては、地下水や公共用水域の水質調査、及び大気や騒音などの環境測定のコスト、不法投棄や土採取及び土砂の埋め戻しに対する環境パトロールに要する経費が主なものであります。

次に、133 ページをお開きください。

4 款 衛生費、2 項 1 目 環境クリーンセンター費の説明欄、3 番目、環境クリーンセンター管理費 771 万 4,000 円、次の清掃施設管理費 5,941 万 6,000 円につきましては、施設等の光熱水費が主なものであります。

次に、136 ページをお開きください。

リサイクル推進事業費 642 万円につきましては、資源ごみ回収団体に対する報償金が主なものであります。

2 目 ごみ処理費の説明欄、ごみ収集費 4 億 3,629 万 6,000 円につきましては、資源物及び廃棄物の収集業務委託料、及び指定ごみ袋の作成業務委託料が主なものであります。

また、本年 10 月からスタートする、ごみステーションの祝日収集及び新たな分別区分の追加に伴いまして、分別チラシ等の作製費、ごみステーション周知用の看板作製費、収集業務委託料等について、含まれております。

次の、ごみ処理費 1 億 187 万 1,000 円につきましては、資源物分別作業等に従事する会計年度職員の報酬、及びシルバー人材センター派遣手数料、粗大ごみ処理施設基幹的設備の改良工事期間中における燃やさないごみ等の外注による処分委託料が主なものであります。

次に、138 ページをお開きください。

ごみ処理施設維持費 3 億 9,521 万 4,000 円につきましては、ごみ処理施設の機器類の点検整備委託料、ごみ焼却処理施設の 24 時間運転に伴う運転等業務の委託料、及びごみ

焼却処理施設 2 号炉ろ過式集塵器ろ布交換工事費が主なものであります。

次に、説明欄の一番下、ごみ処理施設整備事業費 6 億 3,735 万 7,000 円につきましては、140 ページまで続きますが、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事、及び、それに伴う施設監理業務委託であります。

次に、140 ページをお開きください。

3 目 し尿処理費、説明欄、し尿収集費 1,693 万 4,000 円につきましては、収集車両の燃料費、借上料及び、浄化槽汚泥などの清掃業務委託料が主なものであります。

次の、し尿処理費 2,700 万 6,000 円につきましては、し尿処理のための薬品などの消耗品費が主なものであります。

次の、し尿処理施設維持費 3,094 万 2,000 円につきましては、し尿処理施設のし尿及び浄化槽汚泥受入槽などの清掃、及び機器類の点検整備の委託、し尿処理施設 1 号汚泥脱水機整備工事が主なものであります。

以上で、令和 4 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、環境部所管の主なものについての説明を終わります。

○大貫委員長 郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 都市計画課長の郷です。よろしくお願ひいたします。

議案第 2 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、都市建設部所管の事業費についてご説明いたします。

まず、歳入についてであります。9 ページをお開きください。

一番上の段、12 款 交通安全対策特別交付金、1 項 1 目 交通安全対策特別交付金、説明欄の、交通安全対策特別交付金 989 万 4,000 円につきましては、交通事故の防止を目的とした道路交通安全施設を整備するために、交通反則金の収入を財源として都道府県及び市町村に交付されるものであります。

次に、一番下の段、14 款 使用料及び手数料についてであります。13 ページをお開きください。

上から 2 段目、1 項 7 目 土木使用料、説明欄の、土木総務使用料につきましては、市が管理する青地や赤道などの占用許可に伴い納付される法定外公共物占用料 462 万 7,000 円が主なものであります。

次に、道路維持使用料 1,392 万 5,000 円につきましては、市道の占用許可に伴い納付される占用料であります。

次に、2 つ下の行です、住宅管理使用料 1 億 8,902 万円につきましては、市営住宅の家賃収入であります。

次に、15 ページをお開きください。

上から 4 段目、2 項 4 目 土木手数料、説明欄の、土木総務手数料 525 万 7,000 円につきましては、建築物等の確認及び検査に係る建築確認申請等の手数料であります。

次に、都市計画総務手数料につきましては、都市計画法に基づく開発許可等申請手数料

276万6,000円が主なものであります。

次に、15款 国庫支出金ですが、19ページをお開きください。

上から2段目、2項4目 土木費国庫補助金、説明欄の、土木総務費国庫補助金359万6,000円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修等、それと通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する補助金であります。

次に、交通安全対策事業費国庫補助金125万円につきましては、建築基準法第42条第2項道路の道路後退に伴う用地の分筆及び寄附に対する補助金が主なものであります。

次に、道路新設改良費国庫補助金2億9,805万8,000円につきましては、上石川地内の市道0029号線、ほか5路線の道路整備に対する補助金であります。

次に、道路維持費国庫補助金のうち、道路維持管理費国庫補助金2,000万円につきましては、東部高台地区冠水対策に対する補助金であります。

次に、道路長寿命化対策事業費国庫補助金4,490万円につきましては、上奈良部町地内の市道0003号線、ほか3路線の舗装改修に対する補助金であります。

次に、橋りょう長寿命化対策事業費国庫補助金5,390万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきます新鹿沼橋の橋梁補修工事及び橋梁定期点検13橋、橋梁長寿命化修繕計画更新等に対する補助金であります。

次に、都市計画総務費国庫補助金250万円につきましては、立地適正化計画における防災指針の策定に対する補助金であります。

次に、街路事業費国庫補助金1億2,000万円につきましては、都市計画道路3・4・211号鹿沼駅東通りの整備に対する補助金であります。

次に、住宅管理費国庫補助金1,000万円につきましては、空き家解体事業等に対する補助金であります。

次に、21ページをお開きください。

上から3段目の下、16款 県支出金、1項3目 土木費県負担金、説明欄の、都市計画総務費県負担金1,648万5,000円につきましては、緑町・幸町地区の地籍調査の負担金であります。

次に、25ページをお開きください。

上から3行目、2項6目 土木費県補助金、説明欄の、土木総務費県補助金229万8,000円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修、通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する県からの補助金であります。

次に、37ページをお開きください。

上から4行目、22款 市債、1項4目 土木債、説明欄の、道路新設改良債及び道路橋りょう長寿命化対策債3億3,010万円、その下の街路事業債1億800万円につきましては、それぞれ事業実施に伴う市債の借り入れでございます。

引き続き、歳出について、主な事業をご説明いたします。

171ページをお開きください。

8款 土木費につきましては、先の議員全員協議会で部長が説明しました事業につきましては、説明を省略させていただきます。

次のページ、173 ページをお開きください。

8款 土木費、1項1目 土木総務費、説明欄中段の、急傾斜地対策事業費 1,100 万円につきましては、県が実施する工事費等の一部を市が負担するものであります。

実施箇所につきましては、深程の宮入地区、ほか2カ所となっております。

次の、建築指導費 1,360 万 3,000 円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修、通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する補助金が主なものであります。

次に、181 ページをお開きください。

4項1目 都市計画総務費、説明欄、上から4番目の、都市計画総務事務費 654 万 9,000 円につきましては、立地適正化計画における防災指針の策定に要する委託料が主なものであります。

次の、地籍調査推進事業費 2,490 万 1,000 円につきましては、緑町・幸町地区の地籍調査に要する経費であります。

次に、2目 土地区画整理事業費、説明欄の一番下、新鹿沼駅西土地区画整理事業費 8,129 万 4,000 円につきましては、測量等の委託費や街区の整地工事費、及び物件移転等に伴う補償費などが主なものであります。

次に、185 ページをお開きください。

上から3行目、6目 公園管理費、説明欄の上から3番目ですね、公園緑地維持管理費 6,153 万 6,000 円につきましては、都市公園の清掃業務委託費や除草・剪定業務、及び公園施設の遊具などの修繕に要する経費が主なものであります。

次に、187 ページ、お開きください。

中段の、5項1目 住宅管理費、説明欄の一番下ですね、市営住宅施設整備事業費 1,500 万円につきましては、坂田山市営住宅受水槽交換に係る施設整備工事費であります。

次に、189 ページをお開きください。

右側説明欄1番目の、定住化促進事業費 890 万円につきましては、住宅リフォーム助成事業に係る補助金が主なものであります。

以上で、都市建設部が所管する主な予算の説明を終わります。

○大貫委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いたします。

議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、上下水道部所管の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和4年度予算に関する説明書、一般会計の19ページをお開きください。

15款 国庫支出金、2項3目 衛生費国庫補助金であります。20ページの説明欄をご覧ください。

2段目の上から8行目、浄化槽設置費国庫補助金2,712万8,000円につきましては、合併処理浄化槽新設97基、単独処理浄化槽撤去50基分、及び宅内配管工事55件分の国庫補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

115ページをお開きください。

上段の、4款 衛生費の、1項1目 保健指導費であります。説明欄は、120ページをご覧ください。

中段の、水道事業会計繰出金6,506万1,000円につきましては、水道事業の経営基盤強化のための旧簡易水道事業で借り入れした、企業債の元利償還の一部について、繰り出しするものであります。

次に、121ページをお開きください。

4款 衛生費、1項3目 環境衛生費であります。説明欄は126ページをご覧ください。

上段の14行目、浄化槽設置費補助金6,114万円につきましては、下水道区域外における合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去、宅内配管工事等に対する補助金が主なものであります。

次に、139ページをお開きください。

4款 衛生費、2項4目 地域下水処理施設費であります。140ページ、142ページの説明欄をご覧ください。

流通センター地域下水処理施設維持管理費1,286万8,000円につきましては、施設の維持管理費が主なものであります。

次に、183ページをお開きください。

8款 土木費、4項4目 雨水対策費であります。184ページの説明欄をご覧ください。雨水処理対策事業費176万6,000円につきましては、下水道処理区域外の雨水マンホールなどの修繕及び調整池の除草などの委託料が主なものでございます。

次に、185ページをお開きください。

8款 土木費の、4項5目 下水道費であります。説明欄は186ページをご覧ください。

下水道事業会計繰出金11億281万2,000円につきましては、雨水処理や不明水対策に要する経費など、及び下水道事業の安定的な運営のために借り入れした企業債の元利償還の一部について、繰り出しするものであります。

以上で、議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、上下水道部所管についての主なものについての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。

開始は、11時10分とさせていただきます。

(午前10時58分)

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時09分)

○大貫委員長 質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 それでは、経済部のほうから順番にやっていきたいと思います。

歳入、26 ページ、林業施設災害復旧県補助金ということで、先ほどの説明で、これ栗沢峠の道路のところ、整備ということですが、確か、昨年、1回倒木で通行止めになった経過があるのだと思うのですが、これはこの補助金の事業で、市からも出して、あの栗沢峠を整備するということですか、この内容については。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

こちらですね、栗沢線につきましては、栗沢峠のその北側のほうですね、既存の作業道があるのですけれども、そちらを林道として改めて整備をする事業でございます。

それで、確か12月の議会で補正のほうをさせていただいている、ご説明をちょっとさせていただいたのですけれども、こちらにつきましては、国庫補助を導入するというところで、それまでは水特事業、大体6割ちょっとぐらいのお金を水特としていただいたものを、さらに、そこに国庫を2割程度上乗せしようということが、調整できましたので、令和4年度で改めてこの国庫分について、追加で、議案として上げさせていただいて、市の歳入として、その栗沢の新設の林道を整備していくという形で考えているところでございます。

説明は以上です。

○大貫委員長 ほかに質問はありませんか。小島委員。

○小島委員 6 ページ、説明欄の森林環境譲与税、前年と比べると、2,200万ぐらい上がっているのですけれども、この上がった、コロナかなと思うのですけれども、上がった理由と、もし、これから使っていく予定がわかれば、説明願います。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

まず、譲与税の金額の上昇理由ということなのですが、こちらは国が計画的に配分額、全体の配分額を決めておまして、そちらに基づいて配分がされるものでございます。

それで、全体の予算として計画がございまして、これまでは大体7,500万ですね、令和元年が3,500万、令和2年・令和3年が7,500万ということで、次年度からは、その配分額、人口と、いわゆる森林の面積、それと林業の従業者ということをベースに決めていくものなのですが、その全体の分母も大きくなりましたので、市の配分額も増という形になっているものでございます。

それと、使途につきましては、これは議会で、常々ですね、使い方ということなのですが、4つございまして、森林の整備ですね、公営森林の整備ということで、採算性が合わ

ないものを調査して、そこを市で手をかけて整備をしていく。

それと、木材の利用ですね、今度は実際の公共施設とか、そういったものに使っていくもの。

それと、林業者の今度は育成ですね、担い手の育成、それと啓発という4つの使途がございます。

それで、これからのということなのですが、年度年度で一応計画を立てさせていただいておまして、大体森林の調査を600ヘクタール、毎年やっていく計画で、20年という形で計画しておりますので、まず、こちらの調査を計画的に進めていった中で、その中で所有者の意向を聞いて、その意向で、やっぱり森林の整備を市に任せたいという方については、採算性が合わないものですから、そのお金に使っていくということになっております。

それで、20年という計画がございますので、調査を進めていくのですが、基本的にその手入れというのは、切り捨ての間伐をやっていく形になりますので、だんだん市の委託面積が増えてくれば、これが、市が受託を受ける面積が増えてくると、そちらに基づいて整備の面積というのが増えてまいりますので、そうした調査を基本にして、森林の整備は進めていくという形でございます。

細かい計画というものはまだ、実際には先のことですので、ないのですが、それを基本にして、木材の利用とか、担い手の育成とか、そういったものに使っていくということでは、基本の支出が決まっておりますので、それに基づいて、支出をさせていただければと思っております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 説明、ありがとうございます。

ちょっとその中で、私がお尋ねしたいのは、もう恐らく、森林組合がメインで整備していくのだと思うのですけれども、あと、林業法人の何社か、そういうのあるのですけれども、そういう民間の企業も予定はしているのですか、考えとしては。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長、岸野です。

民間といいますか、まずはその市町村森林整備の中で、実は鹿沼市は、森林環境整備の協議会というのを、森林組合が2社ございます、それと、その担い手の方としまして、県の認定を受けている事業者さんが2社あります、さらに、そこに、小さな林業家の方がいらっしゃるしまして、その全体の協議会というのがございますので、そちらを通じて、業務等については委託をしているところでございます。

それで、実際にやることとしては、森林の整備ですので、やっぱり専門の方を入れたりとか、そういった方を業者の方が手配をしたりして進めているという形でございます。

説明は以上です。

○大貫委員長 はい、横尾委員。

○横尾委員 148 ページのですね、農業振興費の中の中段であります、新規就農促進総合支援事業ということで、9,100万という数字が出ていますが、ちょっとこれを詳しく説明を求めます。

○大貫委員長 橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。よろしくお願いたします。

新規就農促進総合支援事業費の中身について、ご説明をしたいと思います。

これは、農業の担い手が減少しているという中、新規就農者を獲得していくという事業でございまして、予算の大部分は、補助金と交付金であります。

それで、まず補助金の900万円につきましては、これはイチゴとニラについてになりますけれども、新規就農時にハウスとか、付帯設備、こういった整備に対しまして、費用の30%、300万円を上限として補助するもので、この4月から就農予定の3人分、これはイチゴで2人、ニラで1人ということなのですが、3人分を計上したものでございます。

その下の、交付金8,175万円につきましては、まず農業次世代人材投資事業2,175万円、これにつきましては、農業経営を開始してから経営が安定するまで、最長5年間にわたって資金が交付されるというものでして、これは10人分を計上したものでございます。

その下の、新規就農者育成総合対策6,000万円につきましては、これは令和4年度からの、国の新しい制度になりますけれども、先ほどちょっと言いました農業次世代人材投資事業の後継事業として、49歳以下で、新たに農業経営を開始する認定新規農業者に対しまして、機械や施設、あるいは畜産などでいいますと、家畜の導入とか、そういったものの費用に対しまして、補助の対象事業費、上限が1,000万円になるのですけれども、その4分の3、750万円まで補助されるというものでございまして、自己負担は4分の1ということになるのですが、これは借入れをすることが条件というふうになっております。

それで、こちら8人分を見込んだものでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 わかりました。

今、コロナ禍で、その会社を退職させられたり、辞めさせられるというかね、そういうことで、家に帰って何かやることということで、「イチゴづくりをやりましょう」みたいな人が、何人か私の周りにいるのですね。

そういう人たちも、これからやろうというところなので、そういう人たちも中に、その中に入れて、それは申請だろうと思うのですが、そういう形の中で、大きな形の中で、「新しい農業をやりましょう」ということの支援をしていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。小島委員。

○小島委員 20 ページ、土木管理費国庫補助金で、先ほど説明で、危険ブロックというお話がありました。

市内のスクールゾーンにも、そういう危険なブロックの場所もいくつか、かなりあるかなと思うのです。

そういう中で、この危険ブロックの、撤去するのだと思うのですが、申請方法とか、もし、今申し込まれて、何カ所かあるのか、わかれば、その辺をお示してください。

○大貫委員長 はい、埧建築指導課長。

○埧建築指導課長 建築指導課長の埧でございます。

小島委員の質問にお答えします。

まず危険ブロック塀等撤去補助について、概要からちょっとご説明いたしますが、令和4年度から開始の事業となっております。

地震などによる、昨日も起こったあれなのですが、地震などによるブロック塀等の倒壊、転倒事故を未然に防止するために創設されました。

対象といたしましては、小学校の通学路にあるもので、一定基準を満たさないものが該当になります。

補助額といたしましては、撤去費用の3分の2で、上限が20万円という形でございます。

申請の流れにつきましては、事前相談をまずいただきまして、市職員による現地調査を行い、危険ブロック塀等と診断された場合に、申請が受け付けされるという流れになります。

まず、国が定める建築物耐震化の基本方針が、令和3年12月に行われまして、今年の12月に行われまして、その中にブロック塀等の耐震性について盛り込まれたために、令和4年度から創設するものとして、行っていくものでございます。

交通安全プログラムにおいて、市内では、2件の危険ブロック塀等を既に確認しております。

令和元年度から建築指導課におきまして、独自の対策として、建築確認申請時に既存塀の点検表の提出をお願いいたしまして、把握には努めているところでございます。

国庫及び県の補助対象事業でありまして、国が2分の1、県が4分の1、市の負担分が4分の1という形でございます。

令和4年度には5件分を予定しておりまして、予算額が100万円、計上してございます。

以上が概要の説明になります。

○小島委員 ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑のある方は、横尾委員。

○横尾委員 それでは154ページ、農地費になるかと思えますけれども、中段の多面的機能支払交付金という形で、7,100万という金額なのですが、この内容についてお示しをくだ

さい。

どのくらいの、今、団体がこれを利用しているか、お聞きしたいと思います。

○大貫委員長 橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

少々お待ちください。

こちらは、地域で組織を組んでいただいて、農地とか、水路とか、あるいは農道とか、そういったものを維持管理活動して行って、それに対するものですが、まず、令和4年度につきましては、1団体増えまして、29団体がこの活動を行うというふうなことになっております。

そして、交付金の単価につきましては、まず農地の維持に関しましては、田んぼが10アール当たり3,000円とか、畑が2,000円とか、あるいは、例えばその地域内の農業施設を長寿命化を行うというふうなことであります。田んぼ関係ですと3,600円ほど、畑ですと1,600円ほどが、10アール当たり出るということで、それぞれの区域の面積に応じて交付金が交付されるということで、今回総額が7,100万円ほどというふうな金額になっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 わかりました。

令和元年度台風で、一旦きれいになった農地が、また用水があまり流れなくなったり、排水に泥がたまったりみたいなどころで、もう一度やり直ししているようなところがいくつかあるので、予算がないとできない事業ですので、ぜひこれは続けて、農地を整備していくには必要かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。小島委員。

○小島委員 今、横尾委員にちょっと関連しているのですが、その多面的事業で、29団体、ちょっと参考にしたいのですが、一番大きい団体なんかは、何アールぐらい、何ヘクタールかな、そして、ちなみに小さいところと、大きいと小さいのをちょっと参考にしたいので。

自分もそういう事業に携わっているのですが、ちょっと参考にしたいので、もしわかれば、わからなければ、後でいいです。

○大貫委員長 橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

質問にお答えしたいと思います。

一番大きなところでいいますと、見野・富岡・下遠部環境整備協議会という団体になりますが、面積が18.6ヘクタールですかね、はい。

それで、金額的には、交付金の金額は860万ほどになります。

一番小さいところだと、すみません、ちょっと地区名が、多分加園地区になるのかなと思うのですけれども、中山沢。

あ、すみません、先ほど、ちょっと面積、間違えました。186ヘクタールです、すみません。

それで、中山沢自然保存会というところが一番小さいのですけれども、10.2ヘクタールですね、交付金の額としては45万円ほどというふうな状況になっております。

以上で説明を終わります。

○小島委員 はい、ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。横尾委員。

○横尾委員 166ページの観光宣伝費という中での観光イベント事業というところなのですが、とにかく、今、コロナで、ほとんどのイベントが中止ということで、何もないのですね。

それで、今の状況でも、すぐやれという状況にはならないと思うのですが、いずれは下火になるか、3回目の接種が終わって、ある程度落ち着いてくれば、いろんなところで、そのイベントや観光施設での開催みたいのは、みんな「1日でも早くやりたい」というふうな希望を持っている中で、それらは、きちんとやっばり、何を目安にして、これから、そういうことで解除をしていくためには何を目安にして、解除の方向に向けるのだというふうな、何か考えがあれば、ご説明を求めたいと思います。

○大貫委員長 神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山でございます。

今のご質問にお答えいたします。

まず、この予算上は、例年の事業がそのままできるようにということで、予算要求をさせていただいております。

その中で、規模の縮小であったりとか、そういったことがあろうかと思っておりますけれども、そのときの状況に応じまして、できる範囲で、最大限の開催をしていくと。

また、それに伴いまして、当然そのコロナの感染対策、そういったものが必要になりますので、そのあたりも準備をして、実施をしていきたいというふうに考えております。

また、今、コロナ禍で、どうしても長距離の移動を避ける傾向にありますけれども、実は、もともと鹿沼市の観光の課題といたしまして、市民による鹿沼市の観光の素材の評価がちょっと低いのではないかという課題も持っておりましたので、この機会を利用いたしまして、市民による、いわゆる「マイクロツーリズム」というところの、狭い範囲の観光を促進することなどを、これから仕掛けていきたいというふうに考えております。

また、鹿沼市の素材の中で、コロナの影響を比較的受けにくいもの、例えば登山であるとか、ハイキングであるとか、そういったところには、引き続き観光客の方、おみえですので、このあたりはどんどん、これからもPRを拡大していきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 GoToトラベルとかね、そういう形の中で、人が、もうやむなく動き始める季節になるかと思うのですね。

そういう流れの中で、やっぱり地域でのイベントというか、そういうところがあれば、あまり遠くまで行かないで、近隣でそういう祭りを楽しむというようなところもあるかと思しますので、ぜひ前向きな形で進めていかないと。

まあ、やっているところもあるのですね。

それでコロナが蔓延するののかという状況にも、今なっていないような感じもするので、やはり地域の活性化、そういう状況をやっぱり反映するには、昔どおりに、同じようにとは言いませんけれども、それなりの対策をとってのイベント開催は必要かなというふうに思いますので、そのところをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 136 ページです。

資源物の収集業務ということで、今度危険物で、一つ増えますね。

そういう中で、分けた理由と、例えば、メリット・デメリットというのか、そこら辺をちょっと具体的に話してもらえますか。

○大貫委員長 金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課の金子です。よろしく願いいたします。

危険物を分けた理由なのですけれども、今、ガス缶とかそういうのが、缶としては集まってくるのですが、この前、宇都宮であったように、火災とか、そういうのが、鹿沼でも実際に起きています。

それに関しまして、やっぱりガス缶の中にガスが入ったまま出されてしまうとか、そういう危険があるので、それで、今度蛍光灯ですか、蛍光灯に関しましても、危険物に出すような形になるのですが、水銀等が含まれているので、処理がまた別になってくるような形になります。

あと、リチウムイオン、その関係もかなり爆発とか、発火がしやすいものですので、そういう危険なものを、もう別に分けまして、火災等が発生しないとか、爆発がしないとか、そういう方向にもっていくような感じで分けました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、ありがとうございます。

今までは、ほら黒川西だと、水曜日に危険物をやっていましたね。

そういう中では、今度は日にちを別にするわけでしょう、プラと一緒にではなくね。

そういう中で、例えば、収集業務に当たっては、今の収集団体というか、業者で間に合

うのだと思うのですけれども、新しく、そういう企業なんかも、また、そういう考えているのか、「全然、今の範囲で十分に間に合う」とか、そこら辺のちょっと、作業体制的にお示しいただけると。

○大貫委員長 金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 今の、収集業者のほうでよろしいですか。

そのほうにつきましては、今度増やしてもらうような形でもっていければと思っています。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員、よろしいですね。

ほかに質疑のある方はございますか。阿部委員。

○阿部委員 160 ページです。

産業振興アピール事業費ということで、今、市内の商工とか、そばとか、地場産業とかということなのですね。

それで、その後の 164 ページでは、デジタルビジネス推進事業費ということで 500 万を計上していて、令和 4 年度でこういう事業を展開していくということなのですが、何か関連しているような気もするのですけれども、それぞれの分け方をどうしているのかということと。

あと、やはりいろんな人から、「そばまつりはすごく楽しかった」と、「あれをもっと一般的に、いつでも食べられるような、何か、そういう仕組みが市内でできないのかな」なんていう問い合わせも何回か、市外の人から意見をもらったこともあったのですが、まずは、このアピール事業というのがどんな展開で予算になっているのか、説明いただければと思います。

○大貫委員長 福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

阿部委員のご質問にお答えいたします。

産業振興アピール事業費の内訳としましては、今議員さんがおっしゃいました、補助金が主なものでありまして、そのうち、農林商工連携推進事業、それから、そばに関連する 2 事業、合わせて 3 事業、補助金を交付しております。

一方、164 ページのほう、デジタルビジネス推進事業につきましては、500 万円計上しているということで、確かに、産業振興という点では、関連しておりますけれども、どちらかというと、業者を区分しているという意味合いになります。

デジタルビジネス推進事業は、どちらかといいますと工業の、製造業の関係だったりとかですね、そういう方々を対象にした事業が中心となります。

それで、一方、農林商工連携推進事業費につきましては、これは 6 次化ということになりますので、一般の商業者とか、あるいは農業者なんかも対象としておりますので、その辺の対象者の区分の仕方で事業は分けております。

それで、産業振興課のほうは以上になります。

そばのほうについては、別の課長で、以上になります。

○大貫委員長 橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

そばまつりとか、この間、コロナの関係で、開催できていないということで、代替事業ということで、スタンプラリー形式の事業を取り組みまして、そちらも好評を得てはおります。

それで、そばまつりのような「食べ比べ」というのでしょうかね、そういったものが、市内で体験できるかということかなと思うのですが、そうですね、一応「鹿沼そば振興会」ということで、生産者とか、そば店が組織をしております、そば店も26店舗が加盟しているような振興会で、そちらでそばにつきましてはPRをしているわけですがけれども、なかなかそばまつりのような食べ比べというのは、やっぱりお店を回っていただくしかないのかなとは思いますが、それぞれパンフレットをつくりまして、その、それぞれのお店の特徴とか、そういったのをPRしながらやっておりますので、そういったものを見ていただく中で、いろいろ食べ歩きをしていただければいいのかなというふうには思うところでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 やっぱり鹿沼のそば、鹿沼、栗野、永野、すごくおいしいですよ。

いろんな各地へ出かけて行って食べても、「やっぱり鹿沼がおいしいな」というのは、個人的に思っているのですね。

ところが、この間、今市、日光あたりでは、各おそば屋さんが随分頑張っていて、かなり行列ができるようなお店が増えつつあるみたいなので、県外の人なんかから見ると、やっぱり「日光のそばはおいしい」みたいな意見、口コミも広がっているのがSNSの中であって、そこはやっぱり、「鹿沼が一番おいしい」というのを何とかアピールできる方法をつくっていかないと、「鹿沼のそば」が、だんだん「日光のそば」というふうになっていってしまいそうな気がして、嫌だなと思ったのですね。

ぜひそこは、個人的な意見ですがけれども、鹿沼のそばをもっと地場産業として、アピールしていただければという要望だけは言っておきたいと思います。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。

162ページの下のほうですね、商業振興推進事業費の2,082万8,000円、その中のほとんどが商業活性化推進事業の2,026万3,000円ということですが、この中身を、もう少し詳しくお聞かせください。

○大貫委員長 福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

加藤委員の質問にお答えいたします。

ちょっとお待ちください。

はい、申し訳ありませんでした。

まず、商業活性化推進事業につきましては、まず、通常の個店整備事業と申しまして、商業者が自分の家の店舗などを改修する際に支出するものに対する補助事業。

それから、販売促進事業と申しまして、共通商品券ですね、これはプレミアム付き商品券とは別に、通常、商工会議所、あるいは商工会で販売しているもの、プレミアムがついてないものなのですけれども、それについての発行支援事業なども含まれております。

それから、空き店舗活用事業といいまして、空き店舗を新たに借りて営業する場合に、3年間家賃補助というものをしております。そちらが主なものになります。

それから、商品券ですね、プレミアム付き商品券、これは、先ほどちょっと触れさせていただきましてけれども、今の、この予算上では1,100万円を計上しておりますので、半分以上はこちらの金額が入ってくるということになります。

これは後ほど、また、補正予算の提案をさせていただいておりますので、ご説明したいと思います。

説明は以上です。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。

では、続けて言ってもいいですか。

○大貫委員長 はい。

○加藤委員 ちょっと前に戻るのですが、158ページなのです。

私、今回の3月の質問でも、ちょっとさせていただいたのですが、鹿沼の森林を守っていくという点では、非常に「森づくり」って大事ななというふうに思っているわけなのですが、この担い手をまず育成するっていう、市長もそのような施政方針をされましたけれども、この森林経営管理事業費7,786万3,000円の中なのですが、18のところですかね、負担金、補助及び交付金の中で、緑の少年団の活動とか、あと、担い手育成の事業とかが掲げてあるわけですが、元気な森づくりも入っていますけれども、担い手育成の観点からいうと、この程度の予算でいいのかなって、とても疑問なのです。

非常に時間がかかるものですし、また、子供たちの部分では、教育委員会とのやりとりがあるかなと思うわけですが、この点では、考え方としては、大体前年度と同じような予算形態かなと思うのですけれども、ちょっとこの辺の理由をお聞かせ願えれば、担い手の育成の部分での考え方をお聞かせ願えればと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

では、考え方のほうから、まずご説明させていただきたいと思います。

議員のおっしゃるように、やはり子供のうちから、あるいは、大人になるまでの段階で、

林業に興味を持っていただく段階、それから、森林の育成の担い手として、山づくりの活動に参加いただくとかいう、高校生とかの団体とか、その、大人になったときには、また就業に向けて、実際の技術とか、それと資格の取得なんかを支援するというのが担い手育成の考え方になるかと思います。

それで、予算についてということなのですが、ほぼ前年と変わらないということでしたいておりますけれども、まず緑の少年団につきましては、どうしてもやっぱりコロナ禍ということで、近年ちょっと活動を控えられる学校も実際に増えております。これまで、予算的には同じ形で、毎年1校5万円という形でとっていたのですが、実際に今年度は実施いただいた学校が2校ということで、かなり少なくなっております。

当然、校長会とか、そういったところを通じて声かけをしているのですが、実績として、やはり無理にお願いすることはできませんので、そういった形になっております。

それと、育成支援のほうなのですが、282万ということで計上させていただいているのですが、内容としましては、まず資格取得ですね、林業に勤められた方についての資格取得の支援、それと資材の購入費、いずれもやっていたいただいた方の2分の1をお出しするというのが基本になっております。

それで、実際にこれをやるに当たっては、前年とか、あるいは、いろいろ先ほどありましたけれども、森林組合とか林業の事業体の方とお話をして、金額については決めさせていただいているのですが、現在のところ、この予算の範囲の中で、それほど要望が強くてすぐなくなってしまうというのものないものですから、次年度につきましても、このような形で要望させていただいたところでございます。

説明は以上です。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。

非常に、この部分では、担い手をつくるって一言言っても、育成と言っても、なかなか時間とアプローチが必要かなと思うのですが、非常に大事な部分であるかなと思います。

それで、また、森林環境譲与税をうまく活用して、例えば、とちぎの森サポーターズとかもあるのですけれどもね、「かぬまの森サポーター」とか、例えば、そういう大人の方たちの専門家がいて、子供たちがそこで担えるみたいな、そういうのを、うまくその譲与税を使って、プログラムすることもできるのかななんて思うので、今後の展開としましては、要望といたしておきたいと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。小島委員。

○小島委員 お願いします。

160 ページです。

160 ページの林道維持管理費で、14 番で、3,200 万円かな。

それで、この工事の内容が、布設埋設という工事が主なのですが、林道で布設埋

設という、単純に言えば、ヒューム管を林道に、沢が横断するところにつけるのかなというイメージでのすけれども、まずその辺の工事の内容をお示してください。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

こちらの具体的な内容なのですが、上五月というところにございます、五月の浄水をしている施設があるのですね。

そちらで、実は県道沿いに、添架の、もともと五月給水組合というのがございまして、実は林政の事業でそちらを整備したという経過がございまして、そちらに添架している県道自体の架け替えが、実は行われているところでございます。

この添架管を、また改めて、現在旧橋のところの橋脚を使いまして、そこに管だけ乗せる形で再整備をするということが主な事業の内容になっております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。

要するに林政のほうでやるということですね、はい、極端に言えばね。

もう一つあるのですが、委員長、いいですか。

○大貫委員長 はい、どうぞ、続けて。

○小島委員 では、次にね、176 ページです。

一番下の道路維持管理費なのですけれども、2億8,132万6,000円ですか、よく建設というか、土木関係だと、これ、いろいろ道路の整備には、優先順位ということを重視します、行政はね、全体の。

その中で、この、今回の2億8,000万の、まずそういう優先的などところをちょっと2つ、3つ、示してもらえればありがたいと思います。

○大貫委員長 小磯維持課長。

○小磯維持課長 維持課長の小磯です。よろしくお願いたします。

今回のその2億8,132万6,000円の内訳というか、工事の内容になりますが、こちらは、道路の機能とか、環境保全を図るために、舗装の維持管理、修繕ですね、路肩とか舗装、側溝の整備を改修する、苦情や要望に対する、直営事業に対する事業費になります。

ですので、内容といたしましては、消耗品ですね、大きなものは、危険ポールとか、ポストコーンとか、そういうものを購入したり、あとは機械の整備なんかに係る費用になります。

あとは屋外の清掃なんかで、側溝清掃とか、街路樹の管理なんかが主な事業になります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 大体説明はわかりました。

ただ、今、ちょっと、私も気になったのが、直営というのは、課長のほうから話があり

ました。

これは「直営で2億8,000万もやってしまうのかな」というふうな感じで受け取ってしまったのだけれども、では、この工事に対してはほとんど直営が、その作業的な材料とか、諸々ということによろしいのですね。

外注とか、そういう、土木業者とか、そういうのは。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。小磯維持課長。

○小磯維持課長 維持課長の小磯です。

すみません、補修の工事費ということになりますので、直営の部分もあるのですが、あとは、道路の補修工事費に9,000万ぐらいは使っておりますので、あとは機械の保守や野外清掃ですね、そちらに7,500万ぐらいを予算的に計上しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 大分わかりました。

これはね、私からもお願いで、執行部にお願いするのですけれども、どうしても、これ優先順位というのは、これは当然ですね、優先順位でやらなくてはならない。

ただね、よく議会でも意見交換会というか、そういう各地域に行くと、特に、「辺地地区」と言ってはちょっとあれですけども、辺地地区のそういう要望なんかだと、「うちあたりの地域は全然相手にしてくれない」とかなんとかっていう話を聞くのですよね。

そういう中では、このバランスというか、調整、優先順位はわかるのですけれども、どのくらいの割合がいいというのは言いません。

できれば、その私的な意見とすれば、3つやった優先の中で、「今度は下から」というのではないけれども、そんなのも調整してもらえると、非常にありがたいなど。

もう優先に、これやるのは、もう当たり前だと思うのですけれども、いろいろ、やっぱり、そういう地方とか地域の住民の声なども、私どもの耳に入ります。

その辺も考えていただきたいと思います。以上です。

○大貫委員長 要望でよろしい。

○小島委員 要望でいいです。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。横尾委員。

○横尾委員 最後になるかと思えますけれども、162ページの商工業振興費という形の中で、企業誘致推進費、その下の商業振興推進事業費、その下の工業振興推進事業費と3つあるのですが、これらについて、まとめて説明をいただければありがたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

横尾委員のご質問にお答えいたします。

162ページでありますけれども、一番上については、文字通り、西中核工業団地のということになります。企業誘致推進費につきましては、これは産業誘致推進室の室長から、

後ほどお答えをさせていただきたいと思うのですが、文字通り、これは企業誘致のための費用となります。

次に、商工業団体育成費につきましては、補助金が主な内容でありまして、具体的に交付金の交付先が明記されております。

商工会議所初め、建具商工組合等、これらを含めまして、交付金 1,300 万円というものが商工団体育成費になります。

次に、商業振興推進事業費の主な中身につきましても、補助金ということになります。

先ほど加藤議員にご説明申し上げましたけれども、2,000 万円の内訳につきましては、個店整備でありますとか、家賃補助でありますとか、プレミアム付き商品券の予算などを含めたもの、これが商業振興推進事業費の主な内容になります。

次に、工業振興推進事業費、一番下となりますけれども、これにつきましても、補助金が主なものになります。

164 ページのほうの説明になりますけれども、上のほうですね、販路拡張支援事業、これは例えば、販路拡張のための展示会出展とか、そういったところに出る際の補助金になります。

次の、高度技術産業産学連携地域対象事業というのは、県の産業振興センターのほうで事業を実施しておりますけれども、こちらに対する補助金交付になります。

次に、特許等出願支援事業につきましては、製造業者、商業者等がいわゆる知的財産、特許とか、商標登録でありますとか、そういうものを取得する際に交付する補助金であります。

次に、展示会出展支援事業、これは販路拡張とも関連してくるのですが、展示会に出展したいということについて、文字通り、展示会出展に対するものであります。

それから、デジタルビジネス推進事業、これ、先ほど阿部議員のほうから、ちょっとご質問ありましたけれども、デジタルビジネス、今大分コンピューターの関係も「DX化」というふうに進められておりますけれども、これら整備のための補助金 500 万ということで、そういった内容で、主に補助金を中心の事業となっております。

説明は以上です。

- 大貫委員長 横尾委員。
- 横尾委員 了解しました。
- 大貫委員長 鈴木産業誘致推進室長。
- 鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

質問にお答えいたします。

企業誘致推進費のうちの補助金についてであります。工業団地立地促進補助金につきましては、これは西中核工業団地に立地していただいた企業さん向けの、特化した補助金になっております。

工場適地立地促進補助金につきましては、工業系用途地域、西中核以外の工業系用途地

域及びその他地域に立地していただいた際の企業に対する補助金になっております。

次に、宿泊施設立地促進補助金につきましては、これはホテル・旅館等を立地していただいた際に、補助できるような補助金になっています。

ただし、これは12月末で、補助金の適用期限が切れておりますので、今回はルートインだけが補助金の対象という形になっております。

以上です。

○大貫委員長 横尾委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。阿部委員。

○阿部委員 続けてやりますか、お昼にしないで、まだ。

○大貫委員長 では、最後に。

○阿部委員 1個だけ。

○大貫委員長 はい。では、それで。

○阿部委員 はい、すみません。失礼しました。

では、まずは環境部のほうに移りますが、歳入で、16ページですね。

ごみ処理手数料で、一般家庭ごみ処理手数料、主にごみ袋ということで、1億286万4,000円というふうになっています。

それで、これが歳出のほうでは、ごみ収集費ですか、この中で、ごみ袋の指定袋作製費ということで、3,800万という数字が出ていますけれども、確認なのですが、約1億円に対して、3,800万で、6,000万ぐらいが収益になるという考え方ですか。

予算なので、これからのことだと思うのですが。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

今、阿部議員の言われたとおり、その差額が、そのとおりになるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員、よろしい。

○阿部委員 まだ、聞きたいもの、別のやつがあるのですが。

○大貫委員長 では、ちょっと昼食なものですから、はい。

昼食のため、暫時休憩とさせていただきます。

再開は、1時ちょうどといたします。よろしく願いいたします。

(0時02分)

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○大貫委員長 質問のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 お願いします。

30ページですね。

歳入で、堆肥化センターの売り払い金が1,525万4,000円と、こういう販売実績なので

すが、実績というか歳入として見込んでいるということだと思っておりますけれども、これまでの、令和3年度はまだこれからですが、令和2年度、令和元年度の実績とか、今の状況と、あと堆肥化センターのこの運営状況とか、修繕とかもこれから大変かと思うのですが、今の状況なんかをお聞かせいただければと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

堆肥の売り払い収入の令和元年度、令和2年度の実績ということですが、令和元年度につきましては1,316万9,892円、令和2年度につきましては1,592万8,361円という実績になっております。

それで、今後の運営ということかと思うのですが、堆肥化センターですね、特に堆肥舎部分が相当、ちょっと傷んでおまして、なかなか、躯体のほうもちょっと問題がありますので、ちょっと根本的な修繕が対応できないというふうな状況でありまして、非常に悩みの種にはなっているのですけれども、建物の耐用年数ですね、国庫補助金を受けていますので、耐用年数が令和7年度まで残っておりますので、当然ながら、もうそこまでは何としても続けていかなくてはならないというふうな状況でありまして、できる範囲にはなりますけれども、必要な修繕をやりながら、運営をしていくというほかないのかなというふうに考えております。

それ以降につきましても、「では堆肥化センターを、その後はどうするのだ」というふうなところにつきましては、その耐用年数が終わる令和7年度を見据えて、その辺はいろんな、存続、あるいは廃止ということで、様々な課題が出てくるかと思っておりますので、そういったものを一つ一つ検討していきたいなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 需要がある以上、やっぱりなくなってしまうと困ってしまうこともあるのだと思うのですよ。

それで、今後のことをこれから検討していくということですが、4年間ってあっという間に時間もたってしまうと思うので、例えば、民間委託の形をとるとか、そんな話も以前にもあったような気がするのですが、やっぱり早急にその検討はすべきだと思っているのですね。

そういう準備なんかも含めて、令和4年度は事業を図るということですか。

そういう検討は。

○大貫委員長 橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

そうですね、この間も、いろいろ内部で、対応について検討を進めてきているところもありますので、引き続き、新年度以降も、検討を進めていくというふうなことでやってい

きたいなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 では、続いて、176 ページです。

交通安全整備事業ということで、歳入歳出も同じ数字で、これ出てきているのですが、交通安全対策のためということで、やはり、今交差点の交通事故とか、いろいろ問題になっているところもあるのでこういう事業もあるのだと思うのですが、この令和4年度の事業は、どんな計画になっているのかをお知らせいただければと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。小磯維持課長。

○小磯維持課長 維持課長の小磯です。

先ほどの質問にお答えいたします。

今年度の仕事といたしましては、道路の反射鏡、路面の表示、防護柵等を設置する、交通安全を図るための内容になっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 136 ページなのですがすけれども、ごみ収集費なのですが、私も以前から、「月曜日のハッピーマンデーを、何とか」ということで、黒川部長がいろいろしていただいて、対応していただきまして、いよいよ今年から、祝日も収集するというかっこうになるということと。

あと、先ほどりチウムイオンとか、そのほかの危険物ですね、その分別もしていくということで、いろいろ、この中には、看板の費用とかも入っているかなと思うわけなのですがすけれども、この莫大な費用ですよね。

それで、今後の、前に8月頃って聞いたのですがすけれども、スタートするのがですね、ちょっと今後のスケジュール的なことがわかればありがたいのですがすけれども、よろしくお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課の金子です。

今後のスケジュールなのですが、10月から収集というか、見越しまして、それ以前に各自治会とかにチラシ等も配布するようになると思うのですがすけれども、分別の仕方とかも変わってくるので、そういうふうに進めていきたいと思っております。

それで、今の時点では検討という形で、検討というか、やらなくてはならないのですがすけれども、そのように進めたいと思っております。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 10月スタートということで、理解していいですか。

- 大貫委員長 はい。
- 金子廃棄物対策課長 はい、10月スタートを予定しております。
- 大貫委員長 加藤委員、よろしいですか。
- 加藤委員 ありがとうございます。
- 大貫委員長 ほかに質疑はございますか。阿部委員。
- 阿部委員 上下水道部のほうですね、ここの予算書では、ここで、184ページでは雨水処理対策事業となっていますが、ここで言っているのかどうかあれなのですけれども、マンホールの整備なんかを進めていると思うのですね。
- それで、ベリーちゃんの、鹿沼ならではのマンホールをセッティングして、話題性もあると思うのですが、今後こういうマンホールに切り替えていくとか、そういう展開というのは考えているのですか。
- 大貫委員長 執行部の説明を求めます。湯沢下水道課長。
- 湯沢下水道課長 下水道課長の湯沢です。よろしくお願いします。
- まず、この一般会計でみています予算は、あくまでも下水道区域外の調整池とか、そういう維持管理費用として計上していますので、そちらではそういう、委員さんのおっしゃっているのは「デザインマンホール」みたいなものをおっしゃっているのかなと思うのですけれども、それについては、考えてはおりません。
- それで、下水道事業会計においても、足利銀行の鹿沼支店の付近に数枚、屋台をデザインした蓋が数枚セットはされていますけれども、やはりデザイン料とか、特殊なマンホールの蓋になりますので、非常に割高になってしまうということもありまして、なかなか新しいものについては、今のところやるという方向では、ちょっと考えてはおりません。
- 以上で説明を終わります。
- 大貫委員長 阿部委員。
- 阿部委員 わかりました。
- 最近、宇都宮市では、ポケットモンスターのマンホールを、八幡山とろまんちっく村だったかな、セッティングしたら、そこに何かすごい話題性で、県外からもわざわざ子連れで来ているというのがあって、それで、何か聞くと、マンホールファンというのがいるらしいのですね。
- それで、やっぱりそういうのも、まちの話題としては、今後展開で考えたほうが、何か、交流人口を増やす、一つの手にもなるのかなと思ったので、質問させていただきました。
- ぜひ検討していただければと思うのですけれども、はい。
- 大貫委員長 湯沢下水道課長。
- 湯沢下水道課長 下水道課長の湯沢です。
- マンホールカードはつくりまして、今、まちの駅新・鹿沼宿のほうで配布はさせていただいているのですが、さすがに、やはりそういうものが人気があるらしくて、全国を渡り歩いてカードを集めている人なんかもいるみたいで、中には外国人の方も、喜んでもらっ

ていただける方もいらっしゃるのですけれども、なかなかマンホールをそういう家族連れとか、子供たちが集まる場所にセットはしてある部分というのが、なかなか数が少ないものですから、要はコストを考えますと、非常になかなか難しいところはあるのかなと思いますので、今後、状況が許せば、その時点で、検討したいと思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。

今後、シティプロモーションとか、全体の中で、また質問としても取り上げながら、やっていきたいと思います、よろしくお願いします。

あと、最後1つだけいいですか。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、190 ページ、住宅リフォーム事業制度 800 万円ということで予算計上になっています。

確か、令和元年度は 500 万円で、補正で 300 万円足して、800 にして、その後 800 万円になっているのだと思うのですが、需要的には増えているのでしょうか。

それで、他市なんか見ると、もっと、例えば日光市、財政難とは言え、この住宅リフォームに 2,000 万円の予算をかけているというのが、今回予算を見ていて感じたところだったので、その辺、どんなふうに。

さらにこれを、需要が増えれば、また補正にしていくのか、これで抑えていくのか、どんなふうに考えているのか、聞かせていただければと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。松本建築課長。

○松本建築課長 建築課長の松本です。よろしくお願いします。

リフォーム補助なのですけれども、実績としましては、令和元年度が 156 件で、令和 2 年度が 142 件でありました。

それで、本年度なのですけれども、ちょっと財政状況が厳しいということで、年度当初から、当初予算を限度に受け付けのほうを終了しております。

それで、令和 3 年度は 69 件の申請となりました。

来年度、令和 4 年度につきまして、当初予算が 800 万ということでですね、今年度においても、受け付け終了後も電話での問い合わせ等がちょっとありましたので、来年度については、その状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。経済効果は十分にあるのだと思うのですよ。

この補助を使って、それで市内の業者を、電気工事とか、室内工事とか、改修工事とかってということで、やることによって、鹿沼市の地域経済が回るものになると思うので、ぜひ補正も検討していただいて、事業を進めていただければと思います。

以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中、産業建設常任委員会関係予算につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第2号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第4号 令和4年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

議案第4号 令和4年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算についてご説明いたします。

予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計の3ページをお開きください。まず、歳入につきまして、ご説明いたします。

1款1項1目 総務使用料108万2,000円につきましては、4ページの説明欄にありますように、付属営業人売場使用料や小売商組合の事務所使用料、会議室及び駐車場の使用料であります。

次に、2款1項1目 一般会計繰入金777万7,000円につきましては、特別会計の歳入不足を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、一番下の段になります、4款2項1目 雑入384万円につきましては、市場関連業者等が市場で使用する光熱水費などの負担を、収入として見込むものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出につきまして、ご説明いたします。

1款1項1目 一般管理費の説明欄、3つ目の○になりますが、公設地方卸売市場施設維持管理費1,211万1,000円につきましては、施設の維持管理のための光熱水費や、施設等の保守管理委託料が主なものであります。

次に、その下の段、1款1項2目 業務管理費の説明欄、公設地方卸売市場業務運営費21万3,000円につきましては、市場関連団体や農産物品評会への補助金が主なものであります。

以上で、鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第4号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第9号 令和4年度鹿沼市水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第9号 令和4年度鹿沼市水道事業会計予算についてご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市水道事業会計の「令和4年度予算に関する説明書」の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出については、前年度と比較し、収入が6.9%の増、支出が0.9%の増であります。

主な要因としては、収入では、その他営業収益及び雑収益の増によるものであります。

まず、収入について、ご説明いたします。

1款 水道事業収入、1項1目 給水収益13億9,500万円は、水道料金収入であります。

過去の使用実績を基に計上したものであります。

次に、3目の、その他営業収益5,340万8,000円につきましては、主に公共下水道の使用料賦課徴収業務を受託していることによる事務負担金収入を計上したものであります。

次に、2項、営業外収益の1目、受取利息及び配当金17万6,000円につきましては、定期預金による資金運用利息を見込んだものであります。

次に、2項2目 他会計補助金1,127万1,000円につきましては、旧簡易水道事業で借り入れしました企業債の償還利子の一部について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2項3目 長期前受金戻入1億1,604万4,000円につきましては、施設整備等固定資産の取得又は改良に要した国庫補助金相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収益化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、2項5目 雑収益7,396万3,000円につきましては、主に配水管移設に伴う補償金を計上したものであります。

次に、2ページをお開きください。

支出について、ご説明いたします。

まず、1款 水道事業費用の、1項1目 原水及び浄水費2億9,720万7,000円につきましては、浄水場維持管理委託料、電気料等動力費、施設修繕費などが主なものであります。

次に、2目 配水及び給水費2億1,582万円につきましては、漏水調査委託料、有効期限が満了となります量水器の交換業務委託料、漏水修繕費が主なものでございます。

次に、4目 業務費 1億 1,332万円につきましては、水道料金の賦課徴収に関する経費で、水道料金賦課徴収業務委託料及び電算機器借上料などが主なものでございます。

次に、5目 総係費 5,378万 7,000円につきましては、人件費が主なものです。

次に、6目の減価償却費 5億 9,728万 9,000円につきましては、建物及び構築物の固定資産減価償却費であります。

次に、2項1目の支払利息及び企業債取扱諸費 8,914万 7,000円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還利子であります。

次に、2目の消費税 3,000万円につきましては、消費税及び地方消費税の納付予定額であります。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましては、前年度と比較して、収入が 6.6%の減、支出が 16.8%の減であります。

主な要因としては、収入では、企業債、出資金の減によるものです、支出では、建設改良費、企業債償還金等の減によるものであります。

まず、収入であります、1款 資本的収入、1項1目 企業債 7億 7,560万円につきましては、配水管新設事業や老朽管布設替事業等に対する企業債の借入金であります。

次に、2項1目の出資金 5,379万円につきましては、旧簡易水道において借り入れした企業債の元金償還金の一部について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3項1目の国庫補助金 8,732万 5,000円につきましては、重要給水施設配水管事業等に対する国庫補助金であります。

次に、4項1目の工事負担金 5,833万 8,000円につきましては、新規加入件数 358件及び口径変更 163件分の水道加入金を計上したものであります。

次に、2目の他会計負担金 2,054万 4,000円につきましては、消火栓 16基分の設置工事負担金及び水道工事負担金を計上したものであります。

次に、4ページをご覧ください。

支出について、ご説明いたします。

1款 資本的支出の、1項1目 配水設備拡張費 5億 2,170万 9,000円につきましては、前年と比較しますと、4億 198万 5,000円の減となっております。

減の主な要因につきましては、第1浄水場更新工事の減によるものでございます。

次に、2目 配水設備改良費 8億 1,461万 3,000円につきましては、出水不良や道路改良に伴う配水管改良工事、老朽管布設替工事及び浄水場設備更新工事を予定しております。

具体的には、玉田町及び上永野地内等の重要給水施設配水管の布設替えなどを予定しております。

次に、3目 営業設備費 165万 7,000円につきましては、新規加入者の量水器購入経費でございます。

次に、2項1目の企業債償還金3億549万円につきましては、現在借入れをしている企業債の償還元金です。

次のページをお開きください。

5ページ以降につきましては、付属資料になります。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」で、水道事業における事業年度内の現金収支の状況を把握するために作成するものであります。

6ページから12ページまでが「給与明細書」、13ページが「債務負担行為に関する調書」、14ページが「令和3年度の予定損益計算書」、15ページ以降が、「令和3年度及び4年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、議案第9号 令和4年度鹿沼市水道事業会計予算についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第9号につきまして、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第10号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いたします。

議案第10号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市下水道事業会計の「令和4年度予算に関する説明書」の1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、前年度と比較して、収入が3.37%の増、支出が1.35%の減であります。

主な要因としては、収入では、営業外収益の増、支出では、営業外費用の減によるものであります。

まず、収入について、ご説明いたします。

1款 下水道事業収益の、1項1目 使用料10億2,143万1,000円につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設のそれぞれの利用者から徴収する使用料であり、過去の実績を基に計上したものであります。

次に、2目 他会計負担金1億4,952万5,000円につきましては、雨水処理に要する経費を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2項2目 他会計補助金8億3,660万8,000円につきましては、企業債の償還利子や、減価償却費の一部に充てるため、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2項4目 長期前受金戻入6億3,484万9,000円につきましては、施設整備等固定資産の取得又は改良に要した国庫補助金等相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収益化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、2項5目 雑収益1,119万3,000円につきましては、主に黒川終末処理場において、し尿汚泥・浄化槽汚泥を処分する、し尿汚泥等処理収入及び消化ガス発電による収益を計上したものであります。

次に、2ページをご覧ください。

支出について、ご説明いたします。

まず、1款 下水道事業費の、1項1目 管渠管理費6,631万1,000円につきましては、マンホール等の修繕工事や、雨水調整池を管理するための委託料が主なものであります。

次に、2目 処理場管理費4億7,207万9,000円につきましては、8カ所あります処理施設の維持管理経費や、汚泥処理費が主なものでございます。

次に、3目 ポンプ場管理費3,125万6,000円につきましては、樺山中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理経費が主なものです。

次に、4目 水質規制費4,171万2,000円につきましては、汚水を調査・分析する委託料や薬品費が主なものでございます。

次に、5目 総係費1,674万円につきましては、人件費が主なものです。

次に、6目 事業費7,720万3,000円につきましては、電算システムの借上げ料や、賦課徴収事務を水道事業へ委託することから、水道事業に支払う負担金が主なものです。

次に、7目 減価償却12億2,165万円につきましては、建物及び構築物等の固定資産減価償却費であります。

次に、2項1目 支払利息及び企業債取扱諸費1億8,831万5,000円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還利子であります。

次に、2目 消費税の3,000万円につきましては、消費税及び地方消費税の納付予定額であります。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましては、前年度と比較して、収入が13.73%の増、支出が11.92%の増であります。

主な要因としては、収入では、企業債、補助金の増によるものです、支出では、建設改良費、企業債償還金等の増によるものであります。

まず、収入であります、資本的収入、1項1目 企業債4億310万円につきましては、黒川終末処理場の再構築事業や、汚水管や雨水管の建設工事費等の財源に充てるための地方債であります。

次に、2項1目の出資金1億1,667万9,000円につきましては、企業債の元金償還金の一部等について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3項1目の工事負担金2,500万円につきましては、下水道事業を整備することにより受益を受ける者から徴収する受益者負担金であります。

次に、4項1目の国庫補助金3億3,750万円につきましては、黒川終末処理場の再構築事業や、污水管、雨水管建設工事費等の財源に充てるための国庫補助金であります。

次に、4ページをご覧ください。

支出について、ご説明いたします。

1款 資本的支出の、1項1目 管渠整備費3億5,416万円につきましては、污水管渠建設関係として、府中・御成橋分区等、各分区の污水管幹線工事費や、老朽管渠の改築設計業務委託費、不明水調査及び基本計画業務委託費が主なものであります。

また、雨水管渠関係としまして、千手雨水幹線の調査及び詳細設計が主なものであります。

次に、2目 処理場整備費4億5,800万円につきましては、黒川終末処理場を段階的に長寿命化するための第1期工事として、黒川終末処理場中央監視設備、1系統水処理設備等の再構築を行うものであります。

次に、2項1目の企業債償還金10億5,420万円につきましては、現在借入れをしている企業債の償還元金です。

次のページをお開きください。

5ページ以降は、付属資料になります。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」で、下水道事業における年度内の現金収支の状況を把握するために作成するものです。

6ページから12ページまでが「給与明細」、13ページが「令和3年度予定損益計算書」、14ページ以降は、「令和3年度及び令和4年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、議案第10号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計予算についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 この事業予算に反対するものではないのですが、ちょっとわからないところがあったので、教えていただきたいのですが。

まず、最初の1ページ、2ページで、収入・支出で、約3%のプラス、あ、3.37%ですか、それで3.5%の減ということで、数字が出されたということ。

それで、「その主な要因は営業外収益です」というような説明だったと思うのですが、支出のほうの営業外費用は2億1,831万5,000円で、収入のほうでは14億8,200万円って大きく変わっているのですけれども、ここの理由をお聞かせいただきたいことが1点と。

あと、さっきの説明で、支出のところ、1項の営業費用での6目ですか、6の「業務費」というところが、今課長の説明では、「事業費」という表現だったのですが、何かあえて

それは、言い方を変えたのは何か理由があったのでしょうか。

その2点です。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 阿部委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、収益的収入の営業外収益の増えた理由でございますが、収益的収入のほうでいきますと、1款2項 営業外収益、これと、支出のほうの1款2項の営業外費用というのは、これとイコールではないので、それでちょっと違っております。

それと、先ほど「事業費」と申し上げたということで、申し訳ございません、「業務費」の間違いでございます。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうですね、なんとなくわかりました。

また、個別に詳しいところはお聞きしたいと思うのですが、それで、次のページで、資料ということで、キャッシュ・フロー計算書の数字が出されておりました。

それで、キャッシュ・フロー残高ということで、5億9,600万とか、いろいろ数字が出ていますが、結果的に残っていくお金があるので、こういう数字ということでしょうか。

それで、また、それは何か基金にしていくとか、次年度以降、どんなふうな扱いにしていくのかを聞きたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 キャッシュの期末残高、これにつきましては、それだけ収支において利益が出ている、出るよというふうなことで、見込んでおります。

それで、実際に今度期末時に、決算のときに、剰余金が出ましたら、基金のほうですね、減債積立とか、そういった、建設改良積立金とか、そういったものに積み立てさせていただければというふうに考えております。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 さっきの水道会計もそうですが、プラスでなっているというところでは、さっきの、前の議案の水道の部分では、何も意見しませんでしたけれども、どちらも問題なくできるということはわかったのですけれども、望むところは、市民の声としては「上下水道の料金を上げてほしくない」ということだと思っておりますよ。

そういう部分では、この健全な経営がちゃんとその料金の中で、上げないで、経営できるように、反映できるようにお願いしたいということは、また改めてお願いしますけれども、ここでも伝えておきたいと思います。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 ちょっと確認なのですけれども、よく下水道、マンホールありますね。

マンホールの周りは何年かたつと、下がったり、また、新規に下水通った人に、アスファルトなんか下がるので、要は、ちょっと項目の確認なのですけれども、支出のね。

予備費で、そういう補修するのは充てているのか、それとも、営業の業務のほうなのか、

その辺ちょっと確認したいなと思って。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。湯沢下水道課長。

○湯沢下水道課長 下水道課長の湯沢です。

質問にお答えいたします。

下水道工事の復旧後の補修とか、通常の、その一部分の補修とか、そういう場合は、収益的収支のほうの、1款1項1目の管渠管理費のほうで対応しております。

あと、掘削した部分を大きく、本復旧とか、実施する場合は、この管渠管理費を使う場合もありますし、資本的収支のほうの、支出のほうの、1款1項1目の管渠整備費、そちらの予算を利用しまして、本復旧等を行う場合もあります。

そのときは状況によって、効率的に対応していく予定になっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員、よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第10号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

それでは、議案第11号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)のうち、経済部所管の予算の、主なものについてご説明をいたします。

令和3年度補正予算に関する説明書、第10号になりますが、そちらの3ページをお開きください。

まず歳入についてご説明をいたします。

上から2段目、14款 使用料及び手数料、1項6目 商工使用料の右側説明欄になりますが、観光使用料1,433万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の利用制限に伴い、前日光つつじの湯交流館、並びに、前日光あわの山荘の使用料収入を減額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

中段になります、16款 県支出金、2項1目 総務費県補助金の説明欄、地域振興費県補助金5,149万3,000円の減につきましては、水源地域整備事業の確定により、これを減額するものであります。

1段おきまして、その下の段になります、4目 農林水産業費県補助金の説明欄、農業

振興費県補助金 324 万 9,000 円の減につきましては、国の強い農業・担い手づくり交付金を活用して、営農組合が機械の導入を見込んだものでありますけれども、国の採択要件を満たせず、申請を断念したため、これを減額するものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

9 ページをお開きください。

9 ページ、一番下の段になりますが、2 款 総務費、1 項 11 目 地域振興費の説明欄、右側になります、○2 目ですが、水源地域振興拠点施設整備事業費の 1,500 万円の増につきましては、事業区域の変更に伴いまして、補償対象物件が増加したため、これを増額するものであります。

同じく、一番下の○印になりますが、これ 12 ページのほうに渡りますので、12 ページをご覧ください。

水源地域振興事業費 230 万 1,000 円の減につきましては、水源地域整備事業上南摩町配水管新設工事の事業費確定に伴いまして、負担金を減額するものであります。

次に、13 ページをお開きください。

中段の下側になります、6 款 農林水産業費、1 項 3 目 農業振興費の説明欄、農作物活性化推進事業の 324 万 9,000 円の減につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、営農組合が国の交付金申請を断念したため、これを減額するものであります。

同じページになりますが、一番下の段になります、6 款 農林水産業費、2 項 2 目 林道事業費の説明欄、9,027 万 4,000 円の減につきましては、林道室瀬線改良工事、第 1 工区の事業中断に伴い、減額するものであります。

次の 15 ページをお開きください。

上の段になります、7 款 商工費、1 項 4 目 観光宣伝費の説明欄、観光イベント事業費の、2,007 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴います、各種イベント事業の中止等によりまして、減額するものであります。

同じくその下の段、5 目 観光開発費の説明欄、右側になりますけれども、前日光つつじの湯交流館施設維持管理費 140 万円の増につきましては、燃料費の不足により、増額するものであります。

次に、19 ページをお開きください。

19 ページ、中段下になります、11 款 災害復旧費、1 項 2 目 林業施設災害復旧費の説明欄、林業施設災害復旧事業費 1,365 万 1,000 円の減につきましては、林道災害復旧工事費の確定に伴い、これを減額するものであります。

次に、21 ページをお開きください。

この項目につきましては、繰越明許費の補正に関するものであります。

まず、今回追加分にかかります、1 段目になりますが、2 款 総務費、1 項 総務管理費の、水源地域振興拠点施設整備事業費 2 億 2,900 万円につきましては、水源地域振興拠点施設の土地購入費及び補償費について、本議会議決後、所有権移転登記に期間を要するた

め、翌年度に繰り越すものであります。

次に、4段目、6款 農林水産業費、2項 林業費の、林道施設整備事業費 3,128万1,000円につきましては、市管理林道の工事費及び県営林道改良整備工事の負担金につきまして、実施期間の変更に伴い、これを繰り越すものであります。

次に、一番下の段になります、11款 災害復旧費、1項 農林水産施設災害復旧費の、林業施設災害復旧事業の2,293万5,000円につきましては、令和元年東日本台風により被害を受けた林道の修繕費について、未了分、終了していない部分を翌年度に繰り越すものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

○大貫委員長 金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

議案第11号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

一番下の段、15款 国庫支出金、2項3目 衛生費国庫補助金の説明欄、4行目の、ごみ処理施設整備事業費国庫補助金 107万5,000円の増につきましては、鹿沼市環境クリーンセンター屋外ストックヤード新築工事について、工事費の増加に伴い、増額するものです。

次に、13ページをお開きください。

上から3段目、4款 衛生費、2項1目 環境クリーンセンター費の説明欄、3行目の、光熱水費 173万4,000円の増につきましては、電気料の支払いに当たり、需用費に不足が生じるため増額するものです。

同じく、2目 ごみ処理費の説明欄、3行目の、手数料 140万円の増につきましては、シルバー人材センター作業員支払いに当たり、役務費に不足が生じるため増額するものです。

次に、21ページをお開きください。

繰越明許費についてご説明いたします。

4款 衛生費、2項 清掃費 3,509万6,000円につきましては、鹿沼市環境クリーンセンター屋外ストックヤード新築工事について、施工方法の変更が必要となり、工期を延長するため計上するものです。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 都市計画課長の郷です。

議案第11号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

説明書の3ページをお開きください。

上から3行目、14款1項7目 土木使用料、右側説明欄の、住宅管理使用料1,100万円の減額につきましては、市営住宅の入居世帯数の減少等によりまして、使用料収入が減少したことに伴い、補正するものであります。

次に、一番下から2行目ですね、15款 国庫支出金、2項4目 土木費国庫補助金、説明欄の、土木総務費国庫補助金222万1,000円の減額、次の交通安全対策事業費国庫補助金137万6,000円の増額、次の道路新設改良費国庫補助金401万6,000円の減額、その下、街路事業費国庫補助金500万円の減額につきましては、国庫補助金額の確定により、それぞれ補正するものであります。

5ページをお開きください。

上から3行目、16款 県支出金、1項3目 土木費県負担金、説明欄の、都市計画総務費県負担金534万7,000円の減額につきましては、地籍調査事業の事業費の確定により補正するものであります。

次に、中段の一番下の行となりますが、2項6目 土木費県補助金、説明欄の、土木総務費県補助金181万1,000円の減額につきましては、建築指導にかかります金額の確定により補正するものであります。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

15ページをお開きください。

上から3段目、8款 土木費、1項1目 土木総務費、説明欄の、建築指導費514万1,000円の減額につきましては、木造住宅耐震診断事業及び改修事業費の確定により補正するものであります。

次に、その下の2項4目 道路新設改良費、説明欄の、道路整備事業費986万5,000円の減額につきましては、市道改良事業に係る路線間の経費の再配分と事業費の確定により補正するものであります。

次に、4項1目 都市計画総務費、説明欄の、都市計画総務事務費198万円の減額につきましては、都市計画図の電子化を推進することによりまして、印刷費を削減したことにより補正するものであります。

17ページをお開きください。

説明欄の一番上ですね、地籍調査推進事業費732万8,000円の減額につきましては、対象地区であります緑町・幸町地区の事業確定により、委託料を補正するものであります。

次に、その下ですね、2目 土地区画整理事業費、説明欄の、新鹿沼駅西土地区画整理事業費1,364万5,000円の減額につきましては、地権者との調整に時間を要することから、改めて令和4年度予算に計上し直したものであります。

最後に、3目 街路事業費につきましては、補正額はございませんが、説明欄の、都市計画道路整備事業費において、工事請負費、土地購入費及び補償金を再配分するため、補

正するものであります。

以上で、議案第 11 号 補正予算（第 10 号）のうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

暫時休憩とさせていただきます。

再開は、14 時 10 分をお願いいたします。

（午後 2 時 01 分）

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 2 時 10 分）

○大貫委員長 質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 確認だけです。

環境部のほうで、屋外ストックヤード事業について説明がありましたが、この事業は、現在整備中ということですか、また、どの場所にどんなものがつくられるものなのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課の金子です。

ストックヤードの件なのですけれども、場所的には、クリーンセンター敷地の東側ぎりぎりになるかと思えます。

それで、今現在、もう既に事業は始まっておりまして、ただ、今年度中には完了しないことになっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 スtockヤードということは、何か、そこ一時的に保管したりとかってということなのですか、どんな使用目的なのですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 スtockヤードの使い方なのですけれども、来年度から粗大ごみ処理施設の工事が始まります。

そうしますと、缶とか、そういうものが処理できなくなるということがあるので、それをストックするような形で、もっていくようにする、ストックするような形の建物かと思えます。

それで、そこでもある程度の作業もできるようにして、全然追いつかないような感じにはなってしまうかもしれませんが、極力そこで処分できるような形にもっていつて。

後々に、ストックヤードとして建てましたけれども、非常事態のときのごみとか、そういうのも置けるような形になりますので、そのような使い方も考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました、理解できました。

環境部はね、今の宇都宮の緊急事態に協力するような形で、いろんな仕事をされていて、本当に大変かと思うのですが、どうぞよろしくをお願いします。

○大貫委員長 ほかに質疑はありますか。横尾委員。

○横尾委員 13 ページ・14 ページなのですが、6 款の農林水産業費ということで、3 目農業振興費の中の農作物活性化推進事業費ということで、その営農組合とか、そういうところで申し込みがなかったとか、そういう話だったのですが、もうちょっと詳しく、わかれば、お願いをします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

ご質問にお答えしたいと思います。

この事業ですね、これは比較的経営規模が小規模な地域、山手のほうなのですが、これでも、において、共同機械の導入を、国の補助金を活用してやればということ、具体的には板荷地区の営農組合が機械の導入を希望していたもので、令和3年度当初予算に計上しておりました。

それで、今度国の申請に当たりまして、具体的な計画の策定を進めていく中で、組合側が希望する機械の能力の規模というのですかね、能力からすると、現在組合として営農している面積があるのですが、そこに新たに10ヘクタールの作業面積を確保しないと国の採択を受けられないというふうなことになりまして、「そこまでの拡大は無理だ」ということで、組合のほうで判断をいたしまして、申請を断念したものでございます。

今後は、そういった機械を一度に導入するというのではなくて、少しずつ導入していきましょうというふうな流れになっておりますので、市としましても、それは協力して、支援していきましょうというふうなことになっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 その件につきましては、正直言って、私のところにお話がありまして、「何とかならないか」ということで、「それでは、市の事業の中で何か」という話だったのですが。

正直言って、板荷地区で「あと10アール探せ」というのは、これは規模的にいえば、非常に無理な状況だと思います。

代表の方、年齢も私よりちょっと上の方で、ちょっと難しいのですが、その「板荷の麦を守ろう」という意識の中で組織を立ち上げて、「補助事業を何とか」というところまでいったのですが、最終的な、その面積のところまで私はちょっと理解はしていなかったのですが、何か「だめになってしまった」という話は聞きましたので、このことであるかなとは思って、ちょっと質問したのですが、そういうことで面積が足らなかったと。

そうすると、基本的には何十ヘクタールなのですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

実際に組合として作業をやっていた面積が、現状が2ヘクタールだったのです。何とそこにプラス10ヘクタールで、12ヘクタール以上にならないと、「この能力の機械は認められませんよ」ということなものですから、そのようなことでございます。

説明は終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 14ページの林道施設整備事業の中の工事請負費で、8,830万かな、が減額になったと。

それで、何か「室瀬線が云々」と言った、その辺、よく内容がちょっとわからなかったのですけれども、もう1回説明をお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

林道の室瀬線ですが、こちらは県道の上久我栃木線から室瀬地区を通っていく、森林組合管理の現況で林道がございます。

こちらについては、水特事業のほうで、市のほうで再整備を行うということで、予算化をして事業を進めているところでございます。

それで、室瀬線の今回の減額についてなのですけれども、大体现道が1,080メートルございます、室瀬線につきましては。

そのうち、県道から600メートルの区間について、第1期分として整備をすることで予算の確保していたものなのですが、こちらを優先的に整備する理由としましては、3軒ほどご自宅をお持ちの方がいらっしゃるって、その方々の生活道路として利用されている分を先に舗装で整備をしようと、4メートルの幅員で整備をしようというところで、事業に当たってきたわけなのですけれども、今年度、測量、ここまでは立ち会いをしまして、測量までは立ち会っていただけなのですが、どうしても土地の使用承諾をいただけない方が1軒ございまして、事業を中段することにさせていただきました。

水特事業ですので、期間が令和6年までと限られてはいるのですけれども、交渉を、かなりの回数を実は積み重ねまして、正直30回以上、ちょっと1軒の方、お伺いしたのですが、どうしても納得がいただけないと。

その方を除外してということが、通常道路なんかですとやることがあるのですけれども、林道の場合は土地を、いわゆる道路の下の土地、底地と言われますけれども、ここは買収しないのです。

土地の使用承諾、その土地をお持ちの方の承諾をもって進めていますので、現在の室瀬線についても、底地がその方の名義になっていると、そうすると、例えば道路はそこだけ現道で残すにしても、排水、雨水の排水管を、どうしてもその下を通すと形状が変わって

しまうので、土地の使用承諾が必要になってまいります。

それで、どうしようかということで、中で話をしたのですが、ここは一旦中段をして、それで「改めてその土地使用承諾がいただけるようになってから、整備をしていこうじゃないか」という形で、今年度は予算については、減額させていただいたものでございます。

なお、その先の480メートル、現道のある区間については、改めて整備をしたいと思っております。令和4年度の予算で計上させていただいております。

その手前の部分は、実際に改良、難しいですが、実は南摩ダム側から「付け替え林道」というの、アクセスでこう回ってくる林道が、ちょうどその600メートルの区間につながりますので、その先については、予算というか、認めていただければ、改めて来年度事業として整備を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 説明、よくわかりました。

何か33回、交渉にね、飽きずにといい、負けずにといい、「誠意をもって、また頑張ってもらいたい」としかないですけども、その辺はよろしくお願いします。

それと、もう1点あるのですけれども、いいですか、続けて。

○大貫委員長 はい。

○小島委員 東日本の台風でね、災害復旧の事業がまだ、説明で何か残っているという話がありました。

その辺の、もう少しわかりやすく説明していただければ、場所とか、どこが残っているとか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

東日本台風、令和元年のですね、こちらの被災路線数なのですが、市の林道18路線、森林組合管理の林道が鹿沼市森林組合は51路線、栗野森林組合管理林道が53路線で、合計122路線ということでした。

それで、このうち、市の管理林道につきましては、実は与洲加戸沢線というのがあるのですけれども、工事、一応終わったのですが、実はこの工事に伴いまして、国有林があるものですから、実はその国有林のほうで、今砂防ダムといいますかね、そちらの整備を行っているところです。

実は、この与洲加戸沢線がその上部に当たるものですから、ここが工事、道路も通れるようになっているのですが、その上部のところの法面に吹き付け工事を行いたいのですね。

そうすると、植栽をやるにしても、冬季になってしまいましたので、時期を、やっぱり暖かい時期ですね、植物が伸びてくる時期に延ばしたほうがいいということで、工事をちょっとその部分だけ、先延ばしをしている経過がございます。

それと、実は森林組合の管理林道につきましても、市のほうで支援を行っています。

これは、森林組合管理林道は、実はもともと市の管理林道だったのですが、平成4年頃だったと思うのですが、とりあえず行き止まりといいますかね、「先、もうそこからない」という林道については、森林組合のほうに管理を移管した経過がございます。

その際の約束として、非常時ですね、通常の管理でできないような非常時については、市も支援を行うということを協定で結んでおります。

その後、栗野町と合併しましたが、その協定を、やはり同じような形で続けておりますので、それに基づく支援が残っているということでございます。

数字を申し上げますと、先月の末現在ですね、鹿沼市森林組合管理林道 51 のうち、32 路線が一応修繕終わりましたと。

栗野の森林組合管理路線のうち、53 路線のうち 37 路線終わりましたということで、合計 69 路線になるのですが、残りがあと 35 路線、まだ残っているという形で報告を受けております。

説明は以上です。

○小島委員 わかりました。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 11 号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中産業建設常任委員会関係予算について、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 15 号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。上田水源地域整備室長。

○上田水源地域整備室長 水源地域整備室長の上田です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 15 号 財産の取得についてご説明いたします。

関係資料、用地位置図をご覧ください。

取得する土地は、上南摩小学校の南側、南摩川の西側に位置する上南摩町 1901 番ほか 112 筆の土地、合計 5 万 2,156.97 平方メートルを、水源地域振興拠点施設事業用地として、上南摩町 719 番地、青木明彦 氏ほか 17 人から 1 億 6,196 万 5,555 円、及び財務省関東財務局宇都宮財務事務所から 288 万 7,000 円、合計 1 億 6,485 万 2,555 円で取得するためのものであります。

以上で、議案第 15 号 財産の取得について説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。小島委員。

○小島委員 今説明もらったのですけれども、18名と国だというのですけれども、これで全て用地取得は終わりなのですか。まだ交渉中、さっきではないけれども、交渉中のもあるのですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。上田水源地域整備室長。

○上田水源地域整備室長 小島委員のご質問にお答えします。

地権者数は18人で、18人全ての方に取得する土地の実測した面積、それからそれに対する土地の価格、全て説明いたしまして、合意を得ております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第15号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第16号 第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定についてのうち、産業建設常任委員会関係施策を議題といたします。

執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 議案第16号 第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定についてのうち、基本計画についてご説明をいたします。

本議案中、本委員会では、第8次鹿沼市総合計画の基本計画についての説明となります。

まず、本計画は、その期間を令和4年度から令和8年度までの5年間といたしました。

次に、その内容につきましては、2月16日の議員全員協議会の際に配布させていただきました「資料1-1 第8次鹿沼市総合計画(案)」により、具体的な施策について説明をさせていただきます。こちらをご参照ください。

それでははじめに、経済部が所管する部分についてであります。資料1-1、61ページをお開きください。

資料1、61ページでありますけれども、経済部が一番上の行になりますけれども、「政策3 にぎやか」におきまして、鹿沼市の強みを生かした一次産業、二次産業、三次産業のバランスの取れた産業の発展のための施策、それから、中段の数字のところになります。No.13番から17番までの5つの施策を所管しておりますので、順にその内容について説明をさせていただきます。

63ページをお開きください。

まず「施策No.13 雇用の創出と働く環境づくり」につきましては、市内での雇用機会が拡大するとともに、ライフスタイルなどに応じて安心して働き続けられる環境が整うことを目指し、右のページ側の上段になります。取組方針におきまして、「産業用地の早

期確保及び企業誘致の継続実施」や「企業の優秀な人材の確保・定着、また、従業員の意欲や生産性向上」等に取り組んでまいります。

次に、65 ページをお開きください。

65 ページにつきましては、「施策No.14 地域と連携した商工業の振興」につきましては、市内企業の持続的成長と活発な新規創業が進み、地域経済が活性化することを目指しまして、「地域企業の生産性向上、経営基盤の強化」、それから「地域と連携した商業サービス業の振興」などに取り組んでまいります。

次に、67 ページをお開きください。

「施策No.15 番 資源を活かした「選ばれるまち」の創造」につきましては、いわゆる「観光」の施策でありまして、自然環境と人々の営みが彩る日常に市民が誇りや愛着をもち、その発信によって、来訪者に選ばれるまちとなることを目指しまして、「ストーリー性のある情報発信」や「自然環境や観光施設の適切な管理・運営」などに取り組んでまいります。

次に、69 ページをお開きください。

「施策No.16 戦略的農業の推進」につきましては、農業の担い手が確保され、多彩で高収益な農業が展開されることを目指し、「農畜産物の生産振興」や「継続的な地域農業の基盤づくり」などに取り組んでまいります。

次に、71 ページをお開きください。

「施策No.17 番 持続可能な森林経営と木材の循環利用」につきましては、生産基盤の整備や担い手の確保により、経営の安定化が図られ、活力あふれる林業が将来にわたり継続できるまちになることを目指しまして、「森林の持つ公益的機能を発揮できる健全な森づくり」や「木材の需要創出と利用促進」などに取り組んでまいります。

以上で、経済部が所管する部分の説明を終わります。

○大貫委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 環境課長の関口でございます。

議案第 16 号 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定についてのうち、環境部所管のものについてご説明いたします。

「資料 1-1 第 8 次鹿沼市総合計画(案)」、73 ページをご覧ください。

「政策 4 きよらか～豊かな自然に寄り添い共生するまちづくり～」では、鹿沼市の魅力の一つである豊かな自然環境を後世に残していくための環境保護や、ごみの適正な処理などの施策分野に関し、行政だけではなく、市民一人一人が日常生活や経済活動の中で資源・エネルギーを持続可能な形で利用することで、資源循環型・低炭素社会の実現を目指してまいります。

次に、75 ページをご覧ください。

「施策No.18 環境に優しい持続可能なまちをつくる」については、市民・事業者・行政等の各主体が、環境問題・気候変動問題を自分事として捉え、環境に配慮した行動をする

ことで、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりが進んでいることを目指し、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組」や「気候変動等の問題に対する市民の主体的な行動の促進」等に取り組んでまいります。

次に、77ページをご覧ください。

「施策No.19 3Rの推進と循環型社会の形成」については、市民や事業所の環境意識が高まり、ごみの発生抑制や再生利用を推進することにより、循環型社会の形成が進んでいることを目指し、「一般廃棄物の適正な運搬処理と継続した循環型社会の形成」や「一般廃棄物処理施設の長寿命化に向けた取組」等に取り組んでまいります。

以上で、第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定についてのうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 都市計画課の郷です。

続きまして、都市建設部が所管する部分についてご説明いたします。

79ページをお開きください。

政策の5つ目の柱、安全安心かつ誰もが暮らしやすいまちづくり、基盤づくりのための防災対策、都市インフラの整備などの施策分野に関するものでございます。

この政策では、市内各地域の地勢や実情に応じたコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するとともに、平時から大規模災害等への備えを行い、「強さ」と「しなやかさ」を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる都市基盤の構築を目指します。

そのための施策としまして、79ページの、No.20からNo.26まで7つの施策がございますが、都市建設部では「No.20 持続可能で暮らしやすい都市空間の形成」と「No.23 道路・河川・公園などの都市基盤の充実」を推進してまいります。

81ページをお開きください。

まず「No.20 持続可能で暮らしやすい都市空間の形成」では、地域特性に応じた魅力や機能を備え、豊かな自然と都市機能のバランスのとれた、安全安心でコンパクトなまちが形成されることを目指すために、「都市機能の集積と交通ネットワークの最適化」「自然災害に備える身近な安全安心対策」「空き家・空き地対策」等に取り組んでまいります。

87ページをお開きください。

次に、「No.23 道路・河川・公園などの都市基盤の充実」では、道路・河川・公園といった都市基盤が充実した良質な居住空間により、安全・安心で賑わいのある街並みが創出されることを目指し、「地域内外の連携を支える道路交通ネットワークの構築」や「公共施設の整備による良好な居住空間の創出、定住促進の市街地基盤整備」などに取り組んでまいります。

以上で、都市建設部所管の説明を終わります。

○大貫委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 16 号 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定についてのうち、上下水道部所管の施策について、ご説明いたします。

第 8 次鹿沼市総合計画（案）、79 ページをご覧ください。

上下水道部は、「政策 5 しなやか～弾力ある安全安心の強いまちづくり～」の 7 つの施策中、「施策 No.21 安全安心な水道水の供給」と「施策 No.22 良質で安全安心な水循環施設の整備」の 2 つの施策が、上下水道部所管の施策であります。

次に、83 ページをご覧ください。

「施策 No.21 安全安心な水道水の供給」であります。将来像として、「水道事業の安定的な経営、施設の適切な維持管理などにより、安全で安心な水道水を供給する体制が構築されている」ことを目指し、「配水設備の計画の更新や耐震化」「水道事業の経営の安定化」等に取り組んでまいります。

次に、85 ページをご覧ください。

「施策 No.22 良質で安全安心な水循環施設の整備」であります。将来像として、「下水道事業の安定的な経営、施設の適切な維持管理などにより、安全安心な水循環環境、公衆衛生環境、大雨に強い環境が整っている」ことを目指し、「雨水対策の実施による防災・減災対策の推進」や「下水道処理施設や下水道管渠等の耐震化・長寿命化」等に取り組んでまいります。

以上で、議案第 16 号 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定についてのうち、上下水道部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 すみません。都市計画課の郷です。

ただいまの資料の中で、ちょっと修正箇所が 2 カ所ございまして、議員さんをお願いしたいのですが、ページでいいますと、87 ページをお開き願いたい、87 ページです。

「No.23 道路・河川・公園などの都市基盤の充実」の中のですね、この上から 2 段目の目標指標の 4 番、橋梁長寿命化対策の実施橋梁数、こちらの欄、その後ろにですね、こちら「累計」と入れていただきたい。

橋梁長寿命化対策の実施橋梁数、累計ということで。

はい、累計です、すみません。

それで、それに伴いまして、そのお右側の計画最終年度の目標値、こちら今「23」になっているのですけれども、「25」に目標値を修正、お願いいたします。

以上でございます、すみません。

○大貫委員長 すみません、暫時休憩といたします。

ちょっとお話があるので、暫時休憩いたします。

（午後 2 時 41 分）

○大貫委員長 引き続きまして、開催をいたしますが、ただいまの郷都市計画課長より訂正

のあった 87 ページの施策の目標指標ですね、この中の橋梁長寿命化対策の実施橋梁「数」ではなくて「累計」、また、計画最終年度の目標値が「23」ではなく「25」ということで、変更になるということですが、これは本会議の前には、表をつけまして、間違っている部分と、間違っていない部分の表を出します。

ですから、今日はこのまま審議は継続してやっていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(午後 2時54分)

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 この総合計画については、最初、今日、常任委員会スタート前に、局長のほうからちょっと説明があつて、それで、体系のところですか、基本方針のところと、その先まで、細かいところまで含めてやるという修正が出たのですけれども。

私はこの当初の案でもよかったのかなというふうに思っていて、これ5年間の計画を進めていく上では、単年度計画を毎年出していくところで、それをもっと詳しく議会のほうへ伝えてもらえれば、そこの部分で具体的に、総合計画にのっとった、いろんな事業方針が出てくるというところで、気候とか、人口とか、コロナみたいな状況とか、いろいろそのときによって変化もあると思うので、「これで全部決定」ということではなくて、やっぱり単年度計画での事業展開というのを、そのときの状況とか、ニーズに応じてやっていただきたいと思っているのですね。

それで、単年度計画を今後また出していくと思うのですが、それをできるだけその年、年度年度で、早い時期で出していただいて、それで場合によっては、それが議会の中でも質問するとか、議論するとか、そういう場ができればいいと思っているのですが、その単年度計画については、今後どんなふうに出していくのか、何か考え方とかあれば、どなたか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田副市長、よろしく願いします。

○福田副市長 今日の審議案件には入らないかと思えますけれども、今、たまたま修正なども入りまして、基本的な部分なので、ちょっと説明といたしますか、お答えさせていただきます。

市議会において、計画とか、予算については、実は平成 23 年度までは、ちょっと古い話、までは地方自治法の中に、「市町村は基本構想を定め、これを議決を得なければならない」、そういう条文がありました。

それで、それが平成 23 年のどの時期かわかりませんが、その要綱が廃止になって、市町村は、基本構想を、簡単にいうと「議決をしなくていい」ということになったのです。法律的には。

それで、全国の市町村は、それまで基本構想は、たとえ 1 ページであっても 100 ページであっても、議決を得て基本構想をつくって、そして、その後の 5 カ年計画とか 3 カ年計

画とか、単年度計画は市長がつくって、それを全員協議会みたいなどころでは説明してきたかと思うのです。

まあ、そんなやり方だったのです。

それで、その法律がなくなって、全国の市町村は、多くの市町村は、「それでそのまま廃止する」、中には「基本構想までは今までどおり市町村として議決を得よう」と。

それで、鹿沼市のように、これはちょっと全国的に多いか少ないか、わかりませんが、鹿沼市はそこで、「基本構想と基本計画、両方とも議決案件にしましょう」という条例を、平成23年の6月議会で制定がされているのです。

それで、ですので、本来の形としては、その鹿沼市独自の条例に基づくので、今回、この基本計画の、今のような、これだけの厚いものですから、数字一つ一つ、あるいは、文言一文字一文字が全然修正できないかということになると、なかなか厳しいところ、ありますけれども、いずれにしても、5カ年、「こういう考え方で、こういう目標をもって、こういう事業をやっていく」という基本計画は、鹿沼市においては「条例において議決をする」ということになっておりますので。

今回、スタートした後だったのですけれども、「そのところは明確にしよう」ということで、今日、最初の説明になりました。

何で今回、最初の議案が、「その体系図までで、議決してもらおう」という内容になっていったかという、この平成23年にその条例をつくったときに、ちょっと携わっていなかったもので、細かいこと、わかりませんが、恐らく「そうはいつでも、この全文を説明して議決をもらおうというのはどうか」ということで、多分、そのときに、基本計画の部分は「体系だけをここに載せて、議決をもらおう」と。

ただ、そのときも、第6次計画と第7次計画だったと思うのですが、実際には今日のように、全文を説明し、恐らく最終日に議決をいただくときは、議員さん方も「説明のあった全文を了解した」という意識で賛成をされていたのだと思うのです。

それで、我々職員のほうも、恐らくそういうつもりで説明をし、受けていたと思うのですが、6次計画、7次計画にならって、議案書のほうにはここまでしか書いてない。

そうすると、後で残ったときに、「議決したのはここまでだけでしたよね」ということになってしまうので、それは確かに、条例との関係でまずいのではないかと、今回そういうふうになりましたということで、ご理解いただきたいと。

そして、ご質問の単年度計画なのですが、実は単年度計画というの、議決はいただかなくて、それは、いわゆる予算、先ほど令和4年度の一般会計予算ほか審議をいただきましたけれども、毎年の事業というのは、つまり単年度の予算なのです。

予算をご審議いただく中で、次の年度は、「予算」という形で、「この予算を使って、こういう事業をやります」という中で、次の年度の事業計画を実は説明している。

それで、単年度計画は、鹿沼市の場合、その中で特に重要なものをピックアップして1冊の本に、「来年は特にここに重点を置いてやっていきます」というのを1冊にまとめ

て、年度末に議員の皆さんにもお配りしているという形なので、単年度計画をどういうふうにしていくかという方法はこれまでと変わらないかと思うのですが、つまり、先ほどの予算の審議を、しっかりと説明をし、しっかりとご議論いただくことで、次の年度の事業になりますよと、その予算が、つまりこの5カ年計画に、市としては「位置づけたものの中の、この部分をやっていきます」という説明をしていく。

5年間の目標の中の「1年目はこれだけやります」、「2年目はこれだけやります」、「1年目はこれだけできなかつたけれども、2年目はこれだけ」、そういう議論を議員さんと、多分、こういう場で、来年度以降もやっていくということになるかと思しますので、次の年度の予算という形で議論する中で、事実上、単年度計画の中身も議論していただく、説明させていただくということになるかと思えます。

はい、ちょっとくどい説明でした。

○阿部委員 はい、わかりました。

大変勉強になりました、ありがとうございます。

○大貫委員長 よろしいですか。

では、産業建設常任委員会関係の施策のほうに戻していただきまして、質問と質疑を再開させていただきたいと思えます。

どなたか質疑のある方はお願いいたします。小島委員。

○小島委員 68 ページの観光資源のほうなのですけれども、4番の西北部地域の観光交流点となる水源地域振興拠点整備についてなのですけれども、これ、オートキャンプ場とか、いろいろつくっていくのです、これからね。

そういう中で、先ほど、私が確認したいのは、その中で県の事業と市の事業があつて、県の事業はジップラインとか、アクティブラインとかということで、そういうのがありますよね。

またもう1つ、県の中で、森林ゾーンというのかな、森林体験ゾーン、私が確認したいのは、その県の事業の中で、先ほど用地買収した18と国の地所の中に、この森林体験ゾーンの予定している場所も、用地買収したのかなという、1つと。

もし、していなければこれからだ、それはあくまでも県だと言えれば県なのですけれども、その辺を踏まえて、これから整備していく中に、いろいろ、その歩くね、回遊する、そういう一つの提言とすれば、先ほどの栗沢線の話もありました、林道のね、そういう中では、その1キロコースとか、2キロコースという、その1つの観光のね、そういう来訪者が来て、例えば、「2キロコースを歩いたら、温泉に入って帰る」とかという方法もあるので。

その森林のゾーンの用地をまず1つは、入ったのかという、それとも、これはまるっきり、これから別に始まるのですよという、その辺の確認をしたいのですけれども。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。上田水源地域整備室長。

○上田水源地域整備室長 水源地域整備室長の上田です。

ただいまの小島委員のご質問にお答えします。

森林体験ゾーンは、県のやっぱり水特事業で、南摩の里整備事業という中で、県のほうで取得をしますので、先ほど説明しました、財産の取得の中の市のほうで買収する土地の中には入っていません。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 そうすると、あくまでも、これから県のほうで、先ほど買収した、隣接してそこにつくるか、ダム湖サイドにつくるか。

何か、全協では、今度は、言い方悪いですけども、ハーベストというか、その水源地のほうへつくるような話も、説明にあったかなと思ったんですけども、あくまでも、これから県のほうで始まるということね。

そういう、間違いないですね、それでね。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。上田水源地域整備室長。

○上田水源地域整備室長 ただいまの小島委員のご質問にお答えします。

県のほうでやる南摩の里整備事業の森林体験ゾーンというのは、私たちの水源地域拠点施設に隣接して、その土地で、探索路とかを現時点では計画されているみたいで、本格的な計画については、今後、計画されていると思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 いいですか。

ほかに質疑はございますか。津久井委員。

○津久井委員 私は、16号に対して、ちょっと異議があるので、1点だけ先にこれ質疑しますけれども。

72ページのこの森林のやつなのですけども、これ、非常に文言は毎回毎回、いいことを書いてあるのですよ、確かに。

しかし、めり張りが無いというか、「ここをやらなくてはいけない」という重点のそのあれが、薄いと思うのですよ。

「担い手」と言ったって、担い手なんか、今いないですよ、現実には。

今、山を持っている方、ほとんどの方が、もう本当に放棄したり、畑という休耕地ですか、そういう状態、山なんか、とてもとても入っている人なんかいない状況で、これ、森林環境税というのは、国で決めたやつで、要するに、配分していただけるもの。

それで、今回のでもそうだけれども、9,000くらい入って、7,000くらいで、貯蓄が2,000、こういうことではなくて、もう少しこの鹿沼全体が、もう本当に7割近くが山ひかえているのだから、これを何とかして活用するには、本当に大型事業みたく、何か計画を立てなかったら、もう前に進まない。

市長が言う人口減少がそうですよ、500人しか生まれなくて、1,300人亡くなる。

もう本当に先細りになってしまうから、私は心配しているのだけれども、もう少し若い

人が「ここに、鹿沼に残りたい」というような気持ちを持つ、事業を展開してほしい。

そういった考えはあるのかないか、ちょっとそこを先に聞きたいです。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

まず、担い手育成について、ちょっとご説明をさせていただきたいのですが、議員おっしゃるように、確かに林業に入ってくる若い方というのは、なかなかいらっしゃいません。

それで、今、その担い手をどういうふうに育てていくかという、実は、人数を増やすことではなくて、スペシャリストを育てていくという考え方が非常に大きい部分でございいます。

この計画の中でも、年に1名ずつですね、林業事業体の職員数ということで、目標指標を立てさせていただきますので、1名という数は、「どうしてこんなに少ないのだろう」と言われる方もあるかもしれませんが、機械化、あるいは、新しい林業の形の効率化というのを、今、国と県で進めておりまして、「どうしても人口減少は止められないだろう」と、その中で、そういった「スペシャリストを育てて、山をゆだねていこう」ということで、林業の担い手育成というのは、今進められております。

それで、顕著なのが、県が令和6年に整備を行う林業大専校なのですが、こちらは専門課程を、1年という形で今考えているようなのですが、充実させて、そういったスペシャリストをまず学校を卒業した方から養成して、専門化を図ってから、森林組合などの林業事業体、大型の機械を持っている事業体ですね、会社とか、「そういうところに就職してもらおう」というのが、今の形になっております。

それで、個人についても、そうはいいまして「自分でやりたい」とか「園芸をやりたい」という方がいらっしゃいますので、そういったものを上手に使って、先ほど加藤議員のほうからご質問いただいたのですが、来年度についても、いわゆるその資格の取得とか、それと機械の購入とか、そういったものについては、支援を行っていきたいと思います。

それで、議員おっしゃるように、やはり譲与税の額が、これからも増えていきますので、そういった施策については、順次進めてまいりたいというふうに考えております。

また、譲与税は、そういった担い手育成以外にも、木材の利用とか、そういったことにも活用ができますので、そういったものと配分を考えながら、予算については議会のほうに諮らせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○大貫委員長 津久井委員。

○津久井委員 その「担い手のプロを育てる」、それはそれでいいと思いますよ。

でも、その先は、どうするのですか、木材加工場はないし、販路もない。

実際的に現場というのはね、うちの会社もそうだけれども、もう10年、15年、若い人はこないのですよ。

だから、どんどん、山を持っている方は、荒れ放題。

だから、鳥獣のイノシシとか鹿がどんどん出てくるのでしょう。

昔は、もう 50 年前というのは、みんな山に入って、木の葉さらったり、小枝をとって炊事のところで使ったり、風呂をたいたり、だから、獣が来なかったのですよ。

今現在は、みんな、空き家だのそういうような状況の中で、これから本当に重点的に考えるというのは、そういうことだと本当に終わってしまう、会社でいえば倒産してしまう。

だから、そういうことをもう少し真剣に考えないと、これは進まないのですよ。

だから、その辺の計画性が、私は薄いと思う。

担い手も結構ですよ、それプロ集団を育てるの。

だけれども、その先の今度、その切った材木をどういうふうにして加工してもらうか、6 次化ではないけれども、今現在、鹿沼市内 1 軒もないですよ、製材業なんか。

だから、そういった状況の中で、それは栗野はありますよ何軒か、だけれども、今までの旧市内の、鹿沼のほうは、全滅ですよ、現実は。

だから、どんどん若い手がなくなってしまう、商業なんかもそうですよ、最近。

まちの駅新・鹿沼宿の前の植野屋さんの家具屋さんも、もう店じまい、閉店セールをやっていますよ。

だから、そういうふうには起こらないように、「まちが活性化するようにするのはどうしたらいいか」って、この辺をもう少し真剣に考えてもらいたい。

こういう、確かに文言自体は、もういいことばかり書いてありますよ、これは。

でも、やっぱり力を入れる場所と、「ちょっとこれは後回しでいいか」、「重点項目をつくる」、そういうことが、この建設部のほうもそうだけれども、きりがいいからやめておきますけれども、こういう重点項目を本当につくって、これに向かって進んでいく、そういう方向に、私はこの 8 次の総合計画というのはつくってほしい。以上です。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

ご提言ということによろしいでしょうかね。

私、どうしても林業の範囲以外のことは、ちょっと答えにくいものですから。

重点にということで、口頭での説明になってしまいますが、やはりこの目標にあるもの、こちらについて林業のほうでは取り組んでいきたいということで考えております。

それで、本会議のほうで、加藤議員のほうからもご質問いただいたのですが、非常に高い目標にさせていただいています。

木材の受託生産量、これ森林組合とかなのですが、などについても、大体 4 割以上引き上げていこうと、これは戦後植えられました杉とかヒノキが、やはり伐期を迎えているということで、喫緊の課題として、生産量を増やしていくと。

それで、今のウッドショックということで、工務店さんなんかは非常に、逆に、材料が高くなって厳しいというお話も聞くのですが、素材の生産のほうでは、今まで切り出せなかったようなところが、材料の価格が上がったことで「採算性が合うようになってきた」

というような声もございまして、こちらについては、こういった値段が続くことも祈りながら、進めていければと思います。

それと製材業のことでお話をいただきましたが、どうしても、その「鹿沼」と「栗」野という形で言われてしまうと何ともいえないのですが、今、いわゆる素材生産がこういつて増えてきますので、県、国の補助金を使って、林業事業体とかそういったところで、「どこ」とはちょっと申し上げにくいのですが、生産量の拡大ということで取り組まれている事業者さんもいらっしゃいます。

やはり地元で産出された材は、地元で製材して、全国で使っていただくことが理想だと思いますので、そういった機関とも協力しながら、木材の利用促進を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。どうぞ。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願いします。

81 ページの、目標指標 1 の、都市機能誘導区域の誘導施設数が 9 件というふうになっているのですけれども、「誘導施設」というのは何なのか、ちょっと教えてもらいたいのですけれども、お願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 橋本委員の質問にお答えいたします。

都市機能誘導区域 9 つですね、この「9」というのはですね、具体的に挙げますと、御殿山病院、上都賀総合病院、そのほか、市役所も含め、図書館とか、市民情報センター、あと文化活動交流館、まちなか交流プラザ、川上澄生美術館、そういった公共施設とか、病院とかを、この「都市機能誘導箇所」としております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 橋本委員。

○橋本委員 わかりました。

勉強になりました、ありがとうございます。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 68 ページです。

取り組みの中で、花木センターの道の駅化を進め、さらなる魅力向上を図りますと、「New」ということで出ていまして、新聞のほうでは、2025 年の登録を目指すということで、報道も出ていたと思うのですが。

この展開は、今ここだけだと、ちょっと漠然としているのですけれども、令和 4 年度から、もう、この動きというのは、何か進めていくものなのですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

ご質問にお答えしたいと思います。

道の駅化そのものにつきましてのしる手続等につきましては、まちづくり戦略課のほうで進めているということで、経済部としましては、そちらと連携して、花木センターのほうを所管しているものですから、計画、検討を進めているというふうな状況でございまして、現時点では、令和7年ですかね、早ければ令和7年の道の駅登録を目指して、検討、手続を進めていくというふうなことで、現時点では予定をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 はい、阿部委員。

○阿部委員 インターパークに、みのりが花木センターをつくったのですよね。

それで、隣はみずほの自然の森公園という、何か、すごくきれいな公園が隣接していて、それで、ああいう設備が新4号線のところ、インターパークの反対側ですけれども、できたということでは、やっぱり、鹿沼は「鹿沼なりの見せ方」というか、この「さらなる魅力向上」というところでは、もう今すぐにでも、具体的に、せっかく寄附金もいただいたというところでは、いろんなことで進めていく必要があるのだと思っています。

あまり質問しても難しいと思うので、そこは早急をお願いしたいと思います。

要望だけにしておきます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。津久井委員。

○津久井委員 ちょっとわからないので、教えてほしいのですけれども、88 ページの、災害の防止のところ、「庁舎前の無電柱化」というのがあるのですけれども、これ載っているのですけれども、ここに載せるようなことなのか、ちょっとわからなかったので、教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。小磯維持課長。

○小磯維持課長 維持課長の小磯です。

こちらに載っている無電柱化についてですが、これ市庁舎通り、天神町から市役所までの間の改良工事の中で、電柱を共同溝ということで、歩道の中に電線を入れて、電柱をなくすというような事業になります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 津久井委員、よろしいですか。

○津久井委員 すみません、私はそういうことを言っているのではなくて、わかっているのですよ、工事自体は。

ただ、ここに載せてあるから、これ重点項目というか、ここに載せなくても別にいいような案件だと思って。

それだけなのですよ。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田部長。

○福田都市建設部長 都市建設部長の福田です。

一つの事業として、ここの総合計画の中に載せるのがどうかというお話なのかなと思うのですけれども、無電柱化事業というのは、ここでもうたっていますとおおり、防災、安

全というのが、まず前提にありまして、これについては、今天神町交差点付近、周りを、県のほうの防災安全事業として無電柱化事業を展開してございます。

それで、ただ単に無電柱化するというのではなくて、新庁舎が今度防災拠点になるということ踏まえて、残りの天神町から市庁舎までを、防災安全を念頭に無電柱化することで、より災害に対する対応を強化していこうというようなねらいがありまして、この事業を特出しで、ここに載せているというような状態でございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 津久井委員、よろしいですか。どうぞ。

○津久井委員 ちょっと長くなってしまいますのでけれども、そうすると、河川なんかの防犯のカメラとか、そういうのも、いろんなものも出てくるのではないですか。

わざわざここに載せる、その「防災」というけれども、それを載せ始めたならばきりがないのではないと思うのだけれども。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田都市建設部長。

○福田都市建設部長 都市建設部長の福田です。

確かに極端な話、「災害復旧事業はどうなのだ」みたいなお話になるかと思うのですが、ただ、一級河川による防災とか、先ほどのカメラとかというのは、県が展開している防災関係の事業で、市のほうでやっているものというのは、あまり目立つものがないのが現状なものですから、今度、防災拠点ができますので、防災に対する代表的な事業として、特出しで出させていただきました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 津久井委員、よろしいですか。

○津久井委員 はい。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので。

福田副市長。

○福田副市長 先ほど阿部委員とのやりとりの中で、ちょっと事務局から今指摘がありまして、「単年度計画どうなのだ」と言われたので「単年度計画は」というお話したのですが、今度の第8次の計画の中では、今まで「単年度計画」と言っていた場合もありますが、「実施計画」と言っていますので、これからはこの構想、基本計画、そして1年1年の「実施計画」ということで、今後の議論では使っていきたいと思えます。

先ほど「単年度計画」ということでやりとりしたものですから、ちょっと訂正させていただきます。

○大貫委員長 阿部委員、よろしいですか。はい。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第16号中産業建設常任委員会関係施策については、原案どおり可とすることにござい異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議ありでございますので、挙手による採決をいたします。

原案に賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

○大貫委員長 挙手多数であります。

したがって、議案第 16 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 18 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。小磯維持課長。

○小磯維持課長 維持課長の小磯です。よろしくお願ひいたします。

議案第 18 号 市道路線の認定についてご説明いたします。

今回認定する路線は、9 路線です。

関係資料にあります最初のページ、仁神堂町地内の市道路線の認定図をご覧ください。

市道 1392 号線は、仁神堂町地内における開発行為に伴い整備された道路を市道として新たに認定するものです。

次のページ、樅山町地内の認定図をご覧ください。

市道 3367 号線及び、3368 号線は、樅山町地内における開発行為に伴い整備された道路を市道として新たに認定するものです。

次のページ、上殿町地内の認定図をご覧ください。

市道 3369 号線、3370 号線及び 3371 号線は、上殿町地内における開発行為に伴い整備された道路を市道として新たに認定するものです。

次のページ、幸町 1 丁目地内の認定図をご覧ください。

市道 5426 号線は、幸町 1 丁目地内における開発行為に伴い整備された道路を市道として新たに認定するものです。

次のページ、上石川・下石川地内の認定図をご覧ください。

市道 7144 号線は、上石川及び下石川地内の一般国道 121 号の区域変更に伴い鹿沼市道への移管される道路を市道として新たに認定するものです。

次のページ、上南摩町地内の認定図をご覧ください。

市道 8082 号線は、上南摩町地内に一般県道上久我・栃木線の区域変更に伴い鹿沼市道への移管される道路を市道として新たに認定するものです。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 18 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 24 号 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

議案第 24 号 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

資料 2 ページの新旧対象表にあわせて、追加資料をご覧ください。

今回の一部改正については、持ち込みごみの有料化にあわせて変更する内容でありますので、追加資料をもとに概要を説明させていただきます。

1、改正の理由、背景についてですが、本市では、平成 18 年 10 月から「家庭の燃やすごみの有料化」を導入し、ごみの排出抑制や資源の有効活用など、市民・業者・行政との協働で 3 R の推進に努めてきたところであります。

近年では、ごみの排出量の増加に加え、環境クリーンセンターへ持ち込まれる台数の増加や事業系ごみと疑われる搬入、他市からの不正搬入が散見される状況にあります。

また、粗大ごみ処理施設については、平成 6 年の稼働から 27 年が経過し、各所に老朽化に伴う劣化や損傷が見受けられ、処理原価も増加しております。

これらの状況を踏まえますと、搬入ごみの有料化は避けられない状況にあると考えております。

次に、2 の改正の内容についてですが、まず、家庭系持ち込みごみの有料化については、他市の手数料水準、ごみ処理費用などを考慮し、環境クリーンセンターへ搬入する全てのごみについて「10 キログラム当たり 250 円」に改正するものであります。

次に、(2) 分別区分の見直しについてですが、本市では、平成 7 年度に初めて分別収集に取り組み、平成 20 年 10 月から現在の「5 種 14 分別」に改正し、ごみの減量化と資源物の再生利用に努めております。

しかしながら、モバイルバッテリー類やカセットコンロ用のガスボンベ、スプレー缶、ライター等のガス抜きをせずに「燃やさないごみ」として出されたものが原因で、処理施設内において爆発・火災等が発生し、施設が停止してしまう事案が毎年発生している状況です。

そのため、新たに「危険ごみ」の区分を設け、「6 種 15 分別」に改正するものであります。

今後の日程については、本議会での承認後、令和 4 年 10 月からの 施行に向けて、市のホームページや広報紙を活用し、広く周知してまいります。

また、新たに分別チラシを作製し、全戸への配布を行い、さらには、ごみステーションに設置されている看板についても、新しい分別に対応した内容に張り替えを行います。

次に、有料化とあわせて実施する変更点についてですが、家庭系ごみの安定的、効率的

な収集を図るため、ごみステーションの祝日収集及び市民利用の日の受け入れを見直すものであります。

以上で、鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 議案の内容をもう一度確認しますが、まず改正の内容としては、燃やすごみ等、持ち込みを10キロ250円、有料化にするということ。

それと、分別化にして、危険ごみの部分をつくるという、2つの改正ということですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 まず、ごみの有料化のほうなのですが、あくまで持ち込みをするごみについて、燃えるごみでも、粗大ごみでもなのですが、10キロ当たり250円に改正するというものであります。

それと、6種15分別への改正につきましては、そうですね、危険ごみを1つ追加するような形になるかと思えます。

はい、以上で終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 内容はわかりました。

それで、その上で、持ち込みのごみの場合、今、コロナ禍の中で持ち込みはできないと思うのですが、一般に持ち込む場合に、もともと市の赤い有料の袋に入れて持ってくる方もたくさんいらっしゃると思うのですよ。

それとは別に粗大ごみとかいろいろ持ってきて、それで、ごみステーションにはなかなか出しにくいような大きなものは軽トラックとかに積んで、皆さん持ってきているというところですが、そういう人に対しての扱いをどういうふうにするということなのか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 まず、有料ごみと申しますか、赤いごみ袋の件なのですが、あくまでそちらは無料になります。

ただ、混載して、ほとんどみんな持ってきますので、その場合は、先に、例えば下すなりなんなりして、二度計量を通るような形になってしまうような形かなと思えます。

それと、あと、なかなかごみステーションに出すことができない方でよろしいですか、はい。

その方につきましては、うーん。

では、以上で終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうですね、それで、「その辺の線引きがなかなか難しいのではないかな」と

いうのを、今率直なところ感じていて、あと、それとあわせて、「市民がわざわざクリーンセンターに持ってきてくれたごみは、有料化しなくてもいいのではないかな」というのが私の意見です。

それで、一般的には、それぞれの各自治体、各班で、赤い袋に入れて、ごみステーションに出して、それを回収してもらっている。

そういう意味では、それを協力ということでは、有料化された袋に入れるというところは認められると思うのですが、「わざわざクリーンセンターまで持ってきた」と。

全然話が違いますけれども、ピザ屋さんで、宅配で頼むと正規の値段ですけれども、取りに行くとは半額なのですよ。

多分、そういう部分というのは、消費者へのサービスであって、ごみの回収とか、水道事業もそうですけれども、やっぱり税金で成り立っている中での市民サービスの一つだと思うのですよ。

そういう市民サービスを考えたときに、ごみの回収というのは、物すごく大事なことで、住民がみんな助かっているわけですけれども、その回収とは別に、クリーンセンターまで持ってきたのなら、では、「それは、今ここで有料化しなくてもいいのではないかな」というのが、私の意見ですが、そこに対して、どんなふうにお考えで、10キロ250円という設定にしたのか、そこが、その根拠を教えてくださいたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。黒川部長。

○黒川環境部長 阿部委員のご質問にお答えをいたします。

今回、ずっと懸案でございました有料化に踏み切りさせていただくわけですが、まずもって、金子廃棄物対策課長から冒頭説明がありましたとおり、有料化のまずもっての一番の理由という部分は、先ほど課長が説明しましたが、ここでも申し上げましたのが、環境クリーンセンターの台数が増加しているという点、事業系ごみと疑われる搬入、他市からの不正搬入が散見される、これはいかようにも防ぎようのない現状にございます。

それで、県内を見ましても、この持ち込みごみの有料化をしていないのは、本市と宇都宮広域、さらには小山広域だけでございます。

ですから、例えば、お隣の日光市であるとか、栃木市なんかも、もちろん有料化はしてございます。

料金についても、栃木市も250円、同じ料金設定になっております。

それで、こちらの250円の設定金額についても、もちろん隣の栃木市を参考にした部分が非常に色濃くあるわけですが、

手数料審議会等でもご意見をちょうだいしましたが、やはり「他市からの搬入ごみを、市の税金で処分するのはいかがなものか」ということで、「ぜひ有料化については実行していただきたい」というようなご議論をいただいたところでございます。

まずもって、その点があること。

さらには、先ほど委員、税金のお話をされていらっしゃいましたが、やはり税金でごみ処理をする中であっては、費用負担の公平化と、いわゆるごみをたくさん出される方、「私どもはごみはなるべく出さないで頑張っています」という方、たくさんいらっしゃるわけでございますけれども、我々の今回の有料化の一番のねらいは、ごみの削減が一番の大きな目的でございます。

まずもって、ごみを削減していただくために、この有料化に踏み切るわけでございますが、そこを一番の目的とし、2つ目が、費用負担の公平化という部分がございまして、いきさつとしては、有料化の考え方としては、そこを基本として考えた上で、今回の議案提出とさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 よく内容はわかりました。

わかりましたけれども、やはりその台数が増えている部分での、他市とか事業系というのが、劇的に増えているということであれば、それは受付での、サインするときに、市民との区別をつけるとか、例えば、温泉施設なんかで「市民はいくら、市外はいくら」とかってやっているところもあるように、そんな感じの区切りをつけることで、有料化を、分けることによって、「市民に対してはお金をとらない」とか、方法もあるのではないかなと思っっているのですね。

それで、そういう意味も含めて、もうちょっとこれは議論しながらやっていただきたいなというところで、私は反対意見を述べさせてもらっているのですが、そんなところです。

○大貫委員長 質問。

○阿部委員 いや、いいです。はい。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第24号については、原案どおり可とすることにご異議ありますか。

(「あります」と言う者あり)

○大貫委員長 はい、ご異議ありますので、挙手にて採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○大貫委員長 挙手多数であります。

したがって、議案第24号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第26号 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 都市計画課の郷です。

議案第26号 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部改正

についてご説明いたします。

本議案は、都市計画法の一部改正が本年4月1日に施行されることに伴いまして、それにあわせて条例を改正するものです。

都市計画法第34条第11号では、市街化調整区域内においても特例的に住宅等の建築を認めることができる区域を条例で指定することができるかと規定されております。

しかしながら、近年の全国的に頻発しております豪雨災害において、住宅等への浸水被害や土砂災害が多発していることから、災害リスクの高いエリアについては、指定した区域に含まないことが法令上明確化されました。

また、条文に引用する都市計画法施行令の条項整理が行われましたことから、新旧対照表の15ページのほうにあるのですが、新旧対照表のとおり改めるものであります。

なお、本市に関連します「災害リスクの高いエリア」とは何かと申し上げますと、5つございまして、「災害危険区域」というところと「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」と「浸水想定区域」という、そういった5つの区域がございます。

そして、そのうち、浸水想定区域につきましては、集中豪雨等での洪水等が発生した場合に、住民等の生命または身体に著しい被害が生ずる恐れがある区域とされておりまして、浸水の想定される深さですね、それが「3メートル以上」となる区域と定義されております。

また、現在、本市で指定しております市街化調整区域内に住宅等の建築が認められる区域は、「上日向地区」、それとあと「玉田町・富岡・見野地区」、そして「上石川地区」、それともう1つですね、「楡木町・磯町・北赤塚町地区」の4地区となっております。

続きまして、今回の法改正による本市への影響についてでございますが、お手元に配布してあります関係資料「議案第26号関係、上日向地内」の区域図という、こちらをご覧くださいませ。

図面の中央から左側に西小学校、その右下には東大芦コミュニティセンターを図示してございます。

図上の赤色で着色している範囲が、条例で指定している住宅等が建築できる区域でありまして、黄色で着色している範囲が、災害リスクの高いエリアとされている「土砂災害警戒区域」となっております。

ご覧のとおり、赤色と黄色の着色部分が重なっている範囲が今回の法改正により建築が制限される区域となります。

なお、上日向地区以外のほかの3地区と、あと、その他の災害リスクにより制限される、そういった区域はございません。

最後に、本条例の施行期日につきましては、法改正にあわせまして、令和4年4月1日を予定しております。

以上で、議案第26号鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の

一部改正についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。小島議員。

○小島委員 ちょっと確認します。

今説明を聞いて、これ上日向地区の地図というのを見ているのですけれども、ピンクは従来どおりで、その今、この黄色いところにも、危険の高い警戒区域だね、そこに住む住民というか、住宅があると思うのですよね、何軒かはよく、小さくてよくわからないのだけれども。

その人が、例えば、うちを改築して、その、「今ある母家から、隣の自分の地所にうちを建てるのだ」というのは、これ許可になるかならないか、疑問に思ったので。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 ご質問にお答えします。

建て替えのときには、今度制限されるということです。

(何事か言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

(「ちょっと違ってないかなと思ったりします」と言う者あり)

(「違うだろう」と言う者あり)

○大貫委員長 はい、郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 すみません、つけ足します。

この11号条例では制限されるのですが、分家住宅とかですね、従前のものでしたらば。

(「大丈夫」と言う者あり)

○郷都市計画課長 そうです、はい。以上です。

○大貫委員長 小島委員、よろしいですか。

○小島委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 ほかに質疑のある方はございますか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 すみません、すぐ終わります。

今回この日向地区だけ出ていますが、これは、それ以外の地域では、こういう部分というのは出てきてはいないものなのですか、鹿沼市内全域の中では。

○大貫委員長 郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 ご質問にお答えします。

ほかの3地区も、もちろん指定の区域の図面ございますが、本日はこの黄色い部分が重なっている上日向地内ですね、こちらのほうでご説明のため、お配りしました。

(「地区の該当ないですか」と言う者あり)

○郷都市計画課長 ほかはないです、はい。

ほかで制限される、災害リスクの高いエリアで、こちらの、ほかの3地区には、重なっている部分がありません。以上です。

○阿部委員 制限されるのは、この場所だけだということなのですね、現時点では。

○大貫委員長 ほかに質疑。

あ、答える。はい、すみません、郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 委員のおっしゃる、そのとおりでございます。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 この危険区域で、今度はこういう条例が変わったということで、4月1日から施行されるのですけれども、これに当たっては、その今危険区域に住んでいる人の、説明というか、そういうのは全然関係ないですか。

もう一方的にこういうふうに、どういうのですか、その辺の説明会みたいなとか、通知か何かでそういう周知するか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 質問にお答えします。

令和2年の4月1日から、先ほどの4地区が、区域を決めて、それで、その中で、今回、また新たに、4月1日からは災害のリスクがあるところは制限がかかるということなのですが、改めて、今度、「そこに建てたい」とかそういった場合に、その都度ご説明するような形で、それをお知らせするというはございません。以上です。

○大貫委員長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第26号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第27号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いたします。

議案第27号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのご説明をいたします。

下水道事業は、国からの要請により、令和2年度に地方公営企業法のうち、財務規定のみを適用してまいりました。

その後、令和3年度に、既に法の全部適用をしている水道事業と同じ部に統合しておりますが、同じ部の中で、職員の身分、事務処理の方法等、違った部分が出てきております。

それで、このたび下水道事業も、この地方公営企業法の適用の全部を適用することによ

り、上下水道の職員の身分が統一され、かつ水道事業、下水道事業とも、企業管理規程に基づき業務をすることになるため、部内で統一されたルールにより業務の執行が可能となり、効率化が期待できることから、今回、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 27 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 37 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号)についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

それでは、議案第 37 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号)のうち、経済部所管の予算の主なものについてご説明をいたします。

令和 4 年度補正予算に関する説明書、第 1 号になりますけれども、5 ページをお開きください。

説明書、5 ページになります。

それでは、歳出についてご説明をいたします。

一番下の段になりますけれども、7 款 商工費、1 項 2 目 商工業振興費の、説明欄、右のページになりますが、商業振興推進事業費 6,891 万円の増につきましては、まん延防止対策等により停滞しております経済活動の活性化を図るため、鹿沼商工会議所及び栗野商工会が発行する「プレミアム付き商品券」について、発行総額を 3 億 9,600 万円規模とするために、記載の 6,891 万円を増額するものであります。

なお、プレミアム率については、20%を予定しております。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算(第 1 号)の説明を終わります。

○大貫委員長 金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

議案第 37 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号)のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、5 ページをお開きください。

上から 4 段目、4 款 衛生費、2 項 2 目 ごみ処理費の、説明欄 3 行目の、消耗品費 337

万 8,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策として必要な経費を増額するものです。

具体的には、環境クリーンセンターの現場作業員の身につける、防護服、サージカルマスク、消毒液等の消耗品が主なものです。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 商業振興推進事業ということで、新たな、またプレミアム商品券、いつ頃、始める予定なのですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 阿部委員のご質問にお答えいたします。

時期についてはですけども、商工会議所、栗野商工会が主体とはなっているのですけども、目標としては、夏前にはというふうに、夏頃というのですかね、そんなことで、今事務レベルでは、ちょっと相談をしているところであります。

説明は以上です。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。

○大貫委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第37号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。湯沢下水道課長。

○湯沢下水道課長 下水道課長の湯沢です。

議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

当該議案は、令和3年9月6日に発生いたしました交通事故によって、相手方に与えた損害に対する損害賠償の額を定め、和解を行うことについて、議会の議決を求めるものがあります。

事故の内容及び和解の内容につきまして、お手元の別添資料「事故の概要」に基づき、ご説明いたします。

令和3年9月6日の月曜日、午後4時40分頃、鹿沼市千渡地内におきまして、上下水道部職員が運転する軽貨物自動車、県道268号鹿沼環状線を千渡交差点から木工団地方面に走行中、前原跨線橋を通過後、前方不注意により、信号待ち車列最後尾の、議案書記載の相手方運転の普通貨物自動車、概要図の相手方Aになります、に追突し、さらにその前方の普通貨物自動車、概要図の相手方Bになります、に二重追突させました。

この事故で議案書記載の相手方が負傷し、治療等を行ったことに対しまして、損害賠償額を120万円と定め、和解を行うものであります。

以上で、議案第39号損害賠償の額の決定及び和解についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。小島委員。

○小島委員 和解したということで、ここにもあります、「今後事故に関しては、いかなる事情があっても異議申し立てしません」ということです。

それで和解したのでしょうか、私が聞きたいのは、その事故を起こした本人ね、相手の方に、何か謝罪というか、誠意はどうなったのかなと思って。

「保険のほうで対応したから、もう全然、私は」、事故を起こしたのは間違いないけれども、「関係ない」という言い方をしては失礼ですけども、その誠意的な対応、どうしたかなというの、ちょっと確認したいです。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。湯沢下水道課長。

○湯沢下水道課長 ご質問にお答えいたします。

事故を起こした、そのときに、当然謝罪はいたしましたけれども、翌日ですね、私が説明していますので、下水道課の職員というのはわかるかなとは思いますが、私と直接の上司の係長と本人と3人で、相手方の2名の方ですね、それぞれ直接会社のほうに行きまして、謝罪をいたしまして、今後の給料とか、そういうことに、修理とかに関してお話をさせていただいて、とりあえず話のほうはその場ではご了解いただいて、謝罪をさせていただいたということになっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。何事も、この行政ではなくても、一般に事故を起こすとね、やっぱり、今、そういう個人の保険も入っていて、行政だけではなく、やっぱり日にちとると、どうしても相手に誠意が伝わらなくなるので、その辺はすぐ上司と一緒に対応をしたということを知りましたので、安心しました。

いずれにしても、事故ですから、十分に気をつけて、移動してもらいたいということをお願いして、私は以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。横尾委員。

○横尾委員 事故ですので、これはもういたしかたない状況であろうかと思うのですが、ごみ収集車の青いトラックなんかありますよね、そういうのも、ちょっと我々が見ても、ち

よっと飛ばしすぎる、「何がそんなに忙しいかな」と思うぐらいに飛ばしていくときもあるのですよね。

だから、そういうことからすれば、その運転する市の職員の意識といたしますか、自分の車は大事に乗るのだろうけれども、「市の車だから、まあいいや」みたいな。

事故は起こさなくても、そういう一般の人から見て、「あの青い車、おっかないよな」というふうに思われたのでは、これは市としては、いかがなものかと思うので、そこら辺のところの注意というか、そういうのは。

部長でいいですか、よろしくお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。黒川環境部長。

○黒川環境部長 ご質問にお答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、実は、結構な数で、「ひやっとした」「危ない思いをした」「ぜひ注意をしていただきたい」というようなお電話をちょうだいする機会がございます。

その都度、直接、委託業者、受託業者のほうに連絡をし、厳しく指導するよう依頼をするとともに、毎月1回行っております班長会議でも、「こういった場面で、こういう話があった」「こういう現場でこういう声があった」、そういったたくさんの方の声を全て、生の声をそのまま班長を通じて、全職員に伝わるように、しっかり我々のほうからお伝えをする機会なんかも設けてございます。

ご意見のとおり、市の職員ではございませんが、市の業務を受託している業者でございますので、今後もさらにしっかり指導して、注意をし、指導して、適切な運転をするよう、心がけるよう指導してまいりたいと考えてございます。

いろいろご不快なご意見等が議員の耳元に届いているかと思うのですが、その都度、我々のほうに、またお伝えいただければ、我々のほうからもしっかり指導してまいりたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 今部長がおっしゃったように、指導はしていただくということですが、大きな事故、人身事故とかね、死亡事故になってからでは遅いので、それらを事前に食い止める、そういうことをしていかないと、事故があつてからでは間に合わないというふうに私ども認識していますので、そこら辺のところは、理解をいただければというふうに。以上です。

○大貫委員長 要望でよろしいですか。回答は。

○横尾委員 要望でいいです。

○大貫委員長 ほかに質疑はございますか。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。

このAさんに対して、このお金を払ったということなのですが、Bさんのほうは、まだ解決していないということですのでよろしいのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。湯沢下水道課長。

○湯沢下水道課長 ご質問にお答えいたします。

Bさんのほうは、人身扱いではなく、ただの車両損害ということで済んだわけなのですが、一応見積もりでは、車の修理代30万円ほどということでお話は伺っているのですが、現時点でまだ修理されていないということで、ちょっと本人に修理する意思があるのかどうか、はっきりわからないところはあるのですが、お話は進めさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 橋本委員。

○橋本委員 わかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第39号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

(午後 4時10分)